# 第5回農業資材審議会農薬分科会

日時:平成14年12月10日(火)

会場:経済産業省別館第825会議室

時間:13:30 ~ 16:55

## 議事次第

- 1. 開 会
  - 挨拶
- 2. 議事
- (1) 農薬取締法の改正について(説明)
- (2) 特定農薬について(小委員会の設置)
- (3) 販売禁止農薬について(諮問)
- (4) 農薬使用基準について(小委員会の設置)
- (5) 水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の変更について(諮問)
- (6) その他
- 3. その他
- 4. 閉 会

### 午後1時30分 開会

〇農薬対策室長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第5回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、年末のご多忙の中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。事務局を務めます 農薬対策室長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様のご出欠の状況をご確認させていただきます。お手元の資料2というのがございますが、これが委員の名簿でございます。本日ご欠席ということでご連絡いただいておりますのは、下から7人目の林雅人委員でございます。それと、下から3人目の宮原委員ということで、お二方がきょうはご欠席ということでご連絡をいただいています。あと、鈴木先生がまだお見えになっていないのですが、ご連絡いただいていないのでほどなく来られると思いますので、始めさせていただきたいと思います。予定では20名のところ18名のご出席ということで、本分科会は成立しております。それでは、最初に須賀田生産局長からごあいさつを申し上げます。

〇生産局長 生産局長の須賀田でございます。本日は、各位におかれましてはお忙しいところを農業資材審議会の農薬分科会にご出席いただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

昨年の9月、我が国で初のBSE感染牛の発生がございまして、かつてないほど食に対する不安と いうものを国民に与えました。それに引き続きまして、産地 表示の偽装あるいはBSE関連対策であ ります牛肉隔離対策事業に対する偽装等々が相次ぎまして、国民の行政に対するあるいは食の安 全に対する信頼が地に落 ちたという状況を迎えました。こういう問題に対処するために、いろいろな 第三者検討委員会その他を経まして、まず行政組織を整備する。食の安全に関します リスク評価 に関する食品安全委員会を独立した機関に設ける。そして、食品の安全に関する基本法を整備す る。同時に我々は、生産資材、農薬から肥料、動物用 医薬品、飼料といったものの個別法をきちん と関連法として整備する。また、食卓から農場まで、いろいろな履歴がさかのぼれるように、トレーサ ビリティーと いうものの法律の整備を含めました制度化を図っていく等々の制度改正について検討 いたしまして、来年の1月から始まります通常国会にいろいろな制度改正を 出すということで準備を 進めていたわけでございます。その矢先に無登録農薬問題と。しかも全国的な広がりを見た。緊急 にこの問題に対応する必要があろうと いうことで、今臨時国会に農薬取締法の改正を出させていた だいた。今回の改正は、無登録農薬問題への緊急対応ということでございました。無登録農薬の製 造・輸入・使用を禁止する、輸入代行業者の広告を制限する、使用基準の遵守を罰則で担保すると いう形で義務化する、それから罰則を引き上げる等々の内容を 農薬取締法の一部改正ということで 取りまとめまして、先般その成立を見たところでございます。

委員各位ご承知のように、農薬を初めといたします農業資材は、一面におきまして物質の中に危害性というかハザードを内包する、健康に対するリスク、環境に対するリスクをはらみました危険な物質ということで、安全性の確保がもとより大事であるという面と、農業生産における基本的な生産資材であるということで、その有効な利用を確保していく面と両面ございまして、私どもはこの両方の視点からこの問題に対応する必要があろうと思っております。

本日は、今般の臨時国会で成立を見ました農薬取締法の改正に関する円滑な施行ということで、

各専門分野からお集まりの皆様方から、広範な角度からご意見 を賜りまして、お知恵も拝借しながら適正な施行に努めてまいりたいということで、ご参集を願ったわけでございます。どうかひとつ忌憚のない意見を賜りまし て、本会が成功裏に終わりますことを期待するものでございます。よろしくお願いいたします。

〇農薬対策室長 ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

〇農薬対策室長 それでは、本日5時までという予定でおりますので、議題がたくさんありますけれ ども、よろしくお願いします。

まず冒頭ですけれども、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料一覧確認)

- 〇農薬対策室長 それでは、これから審議を始めたいと思いますので、ここからの進行は本山分科 会長の方にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○本山分科会長 それでは、これより私が議事進行を行いますので、よろしくお願いします。

ただいまの須賀田生産局長からのごあいさつにありましたように、今回、無登録農薬の全国的な流通の実態が 明らかになったということで、早急にこうした農薬の流通・使用の禁止措置を行う必要から、この臨時国会で農薬取締法の改正を行ったということでございます。これは緊急措置であり、今後は食品安全との関係でさらなる改正を行うと聞いております。今回、改正法の施行に必要な事柄を決めていくために、本農薬分科会に幾つかの諮問が行われるということでございます。したがって、この審議会の役割は極めて重要なこととなっておりますことを冒頭に委員の皆様に申し上げたいと思います。

それでは早速、事務局が用意した議事次第に従いまして、今回の農薬取締法の改正についての 説明を事務局に求めたいと思います。お願いします。

〇農薬対策室長 それでは、資料4から始めたいと思います。今回の問題の背景になりましたところ の経緯を改めてご説明させていただきます。資料4でございます。ページは4ページです。

主な経緯としましては、7月30日に山形県で無登録農薬を販売していた2業者が、これは2つの法律ですが、農薬取締法違反と毒物及び劇物取締法違反の容疑で逮捕されました。容疑としては、要は農薬取締法で決められた表示をせずに売っていた。全く表示のない銀色の500グラムの袋だったのですが、そういったものが農薬として売られていた。それから、毒劇の関係はやはり毒物・劇物という指定された表示がなくて売っていたという、両方とも表示の問題でございます。

続きまして8月9日には、さらに山形のその業者に販売してきた東京の業者が逮捕されました。その後、東京の業者が販売していたほかの都府県の販売業者の立入検査をどんどんやりまして、その結果、現在のところ44都道府県で無登録農薬の販売をしていた業者が個人を含めまして269、また購入していた農家が3.793ということになっております。

農林水産省のこれまでの対応としましては、まず7月30日に業者が逮捕されて以降は、この問題

は非常に重要だという認識のもとで、山形県の新聞を取り寄せまして、ほかの全都道府県にも提供してまいりました。

それと、8月12日に東京の業者がほかにも売っていたということがわかってまいりましたので、この情報を入手いたしまして、関係する都府県にこの情報を どんどん出していきまして、立入検査を農家末端まで徹底的にやるようにという指示を出したわけでございます。我々もこれに協力して、実際に立入検査もして おります。

この結果、購入農家まで立ち入りまして、2つのことをやるように指示しました。1つは、無登録農薬がこれ以上流通・使用されないように、その農薬の封か んを行うということで、これ以上移動しないようにいたしました。2点目は、農産物ですが、無登録農薬が使用された農産物について、衛生部局と連携をとりな がら安全性の確保措置が図られるよう指導いたしました。具体的には、現場では出荷の自粛とか、残留農薬の分析などが行われたということでございます。

その後、農林水産省でございますが、8月30日に対策本部を設置いたしまして、遠藤副大臣を本部長とする対策本部でございますが、幾つかのことを取り決めました。

1つは、実は販売業者というのは、業者数で4万、営業所数で7万という非常に多い数でございまして、立入検査をそれまでにやっていた数というのはまだこの中の一部であろうということで、徹底的な総点検をやろうということで、各県に指示いたしました。

それと、農協が売っていたという事実もわかっておりまして、全中に対しまして、農協における無登録農薬の販売の総点検をやるようにという指示をいたしたわけでございます。これら①、②の結果は10月23日に公表いたしたところでございます。

それから③ですが、実は個人輸入というものが結構あるという情報を私どもも持っておりまして、個人で無登録農薬の輸入をやっているといった情報もありまして、そこに対しての立入検査というか、 調査に当たりますが、それも実施してまいったわけでございます。

それから④ですけれども、これら販売していた業者に対しての早急な処分ということで、11 月 29 日に処分を決定しまして、業者名を公表いたしました。公表した業者名は今もホームページで掲載しております。

山形県で起きた事件なんですが、どうも情報として前からわかっていたといった話もございまして、 衛生部局と農林部局との連携が悪かったのではないかと か、いろいろな問題がございまして、私ど もは担当官を派遣して調査いたしました。その結果、国と県、あるいは県の中の農林部局と衛生部 局の関係とか、その 辺をまとめて連携システムという形でお示ししつつ、これを動かしていこうという ことで今やっております。

それと、法的な話ですが、生産者に対する無登録農薬の使用規制等、臨時国会を目指して準備を始めたということでございます。

それと、情報の提供ということで、先ほど来申し上げていますいろいろな経緯をその都度農林水産省のホームページに出してずっと説明してまいりました。次のページにそのホームページの内容が目次的に出ております。当初からいろいろな無登録農薬があちこちで使われているという情報が出てきたために、私どもに対する問い合わせが非常に殺到しまして、土日も出てきていろいろなことで

情報をお伝えしたりとかしていたんですが、ホームページにできるだけ正確な情報を 出していこうということで、ずっとこれを続けてまいりました。スーパーの方とか、卸の方とか、いろいろな方から問い合わせがあったということで、こういう ことで答えていけたということでございます。

そのほか、処分のニュースですとか、いろいろなことをやって、それから今回の農薬のプロフィールとか、失効農薬のリストとか、あとダイホルタン・プリクトランの残留性の関係とか、こういったものが入っているということでございます。

あと、5ページの3に戻りますが、農薬取締法の一部改正ということで、皆様ご案内のとおり、臨時国会に提出しまして、10月25日に閣議決定、12月4日に参議院で可決しまして成立いたしました。公布の日は、近々公布されるという予定でございます。

以上が経緯でございます。

7ページに、我々が確認している無登録農薬 10 種類のリストを一応つくらせていただいています。 ダイホルタンから始まりましてプリクトラン、過去に登録 のあった農薬と現在も登録のある農薬という左側の仕分けがございますが、右を見ていただくとわかるように、違反品はほとんど輸入品ということで、無登録で 入ってきているという形であったわけです。特にダイホルタンとかプリクトランは何の表示もない、全く表示のない銀色の袋に入っていた。だから、使う人は、これは無登録の農薬だということが一見してわかる状態のものを農薬として使用していたということになったわけです。こういう状況でございました。

以上が資料4でございます。

続いて、資料5をご説明いたします。これが今回の農薬取締法一部改正の概要でございます。背景は今申し上げましたとおりで、改正の内容でございますが、さっきもう局長がしゃべってしまったので、繰り返しになるので簡単に申し上げますが、1点目は、無登録農薬の製造及び輸入の禁止ということで、できるだけ川上の方から、これまでは要するに販売を禁止しているというのがこの法律だったわけですが、そのもっと上の上流部で入ってきているではないかということで、製造及び輸入の禁止という形を入れていまして、個人輸入も含めてということでございます。水際の監視を徹底を図るということで、これは関税当局といろいる話しておりまして、いろいろなご協力を願うという形で徹底していくことになります。

2点目は、輸入代行ということで、輸入代行業者がかなりある。これは、建前上国内で販売していないということなんですが、これがどうもいかんので、何とかこれを阻止する方法はないかということで考えておりまして、広告の制限をしていくという形でやってまいる所存です。

次のページは、無登録農薬の使用規制の創設、使用の禁止でございます。要は、わかっていながら使ったということでございますので、使用規制がなければ 使ってしまうという実態がわかったわけでございまして、これは使用してはいけないというルールをつくらなければいけないだろうということでございます。

4点目は、農薬の使用基準の設定ということです。使用者の使用の場面でのきちんとした規制をつくっていくということで、使用方法を守らねばならない基準として定めようということでございます。

5点目は、法違反した場合の罰則の強化でございます。下で見ていただきますとわかるのですが、

無登録農薬を仮に販売したとしても、現行の法律では1年以下の懲役、5万円以下の罰金ということで、余りにも抑止力が小さいということでございます。改正後は3年以下の懲役、100万円以下の罰金ということなんですが、法人の場合は1億円以下ということで、十分に抑止力のあるものとなっております。それから、使用に係る義務違反、これは従来は指定農薬だけ3万円以下というのがあったんですが、これを農薬全般について決められたルールを守らなければ3年以下の懲役、100万円以下の罰金という形にするということでございます。

以上のものを次の 10 ページに図にしてございます。二重枠のところが新しく盛り込まれたところということでございます。説明ははしょります。

次の11ページ、これが今後の話も含めた全体像になっています。今後の「食の安全」のための基本法の整備ということでございまして、次の通常国会で「食の安全」に関する関連法案を一気に改正していくということで、中心となりますのは真ん中に書いてあります食品安全基本法――これは仮称でございますが、これを新規につくるということでございまして、これに関連する法律ということで、下の箱にありますが、農林水産省としては5つ、農薬取締法もここに入っているということでございます。要するに、農薬取締法をもう一回改正するということでございます。

その真ん中のところに食品安全基本法の骨格が幾つか書いてございますが、目的・基本理念ということで、国とか行政機関とか、あとはいろいろ食品関係業者とか、そういったいろいろなところの国民の責務を書いたものとか、あとはリスク分析手法ということで、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションという手法を導入していく。私ども行政機関、農水省などは、リスク管理機関であるという位置づけでございまして、リスク評価は食品安全委員会がやるんだと、その次に書いてありますが、食品安全委員会の設置ということも法律の中に置かれるということでございます。下に書いてありますような共通の課題についてやっていくということでございます。

農薬取締法の関係で申し上げますと、この3番目に各種基準の整合性のための仕組みの導入と ございますが、ご案内のとおり、農薬に関してもう一つ重要な法律として、食品衛生法というのがご ざいます。食品衛生法で残留農薬基準というものをつくっていて、実際、その基準を超えた食品は流 通させないという措置ができる制度でございます。農薬の登録とその基準の設定の数がどうも合っ ていないという話がございまして、これをまず一致させるべきだと。それが一つあるんですが、それ は法律の話ではなくて、法律で言われるのは、農薬の登録をするときに残留農薬基準の設置も同時 に行うべきではないかと。最初の話とまとめて言うと、ここにはギャップがございますので、ギャップ を早急に埋めるとともに、新しくつくっていく、登録していくものについては一致させていくということを ねらった提案がなされておりまして、その辺の整備を今後していくという方法で動いております。また 後でご質問があればお答えしますが、そんな流れで動いております。

ついでに資料6をごらんいただきたいと思います。一見複雑そうに見えるんですが、整理したつもりなんですけれども、農薬取締法の概要ということで、これ は2枚組みになっていまして、下の紙が現状でございます。上の紙が改正後ということになっていまして、要は誰に対してどういう規制を行っている法律かというのを図にしてございます。ちょっと黒っぽくしたところが改正した部分でございます。

簡単に申し上げますが、最初に製造者・輸入者というのが出てくるわけでして、これは、従来は国内で売る場合には登録をせねばならないとなっていたんですが、一番上に書いてありますが、今回は製造・加工・輸入する場合には登録を受けなければならないということで、より上流部にさかのぼったということでございます。

それと、前は「製造業者」と「業者」だったんですが、今回は「製造者」、「輸入業者」も「輸入者」になったということで、要するに個人輸入というものも 規制していけるようにしようということでございます。ただ、個人も対象になって、それと使用者も対象になってくるということで、使用場面が出てきますの で、ここまで規定しなくもいいんじゃないか、過剰規制にならないような特定農薬という制度も、後でご説明しますが、出てきております。

それと、下の方の使用者のところですが、いわゆる私どもの言っております無登録農薬の使用の禁止というのが第11条で新規に入ったということでございます。表現としては、第7条の表示のある農薬以外は使用してはいけないということで、きちんとした表示のある農薬が登録されている農薬ということでございまして、登録されたことのない農薬は使用してはいけない。あとは特定農薬、これ以外は使用してはいけないという規定ぶりになってございます。それと、遵守すべき農薬使用基準というのも新しく入りました。

一番下に書いてありますのは農薬の使用の指導ということで、従来は指定農薬だけについて改良 普及員などが指導していたのですが、今回、農薬全般という形で指導業務を担うという形になったと いうことでございます。

以上が法律の説明でございます。

それで、ちょっと急いで申しわけなかったんですが、あと、今後農薬分科会で何をお願いするかということがわかるように、資料7を用意いたしました。これ が今後お願いしたいことでございます。12 月10 日ということで、本日でございますが、本日はその箱の中の二重枠のものが、法律絡みというか、今回の改正 ということで農水省から提案させていただいているものです。1 つは、特定農薬という、先ほどちょっと紹介しましたが、これについて指定をするための検討を お願いしたいということです。2点目は、農薬使用基準というものをつくらなければいけないということで、この検討もお願いしたい。それから、今回、販売禁 止農薬について、今後使用禁止農薬になり、非常に重要ですが、これも新たにまた指定するものを提案したいと思っています。それと一番右側ですが、水産動植 物に対する毒性に係る登録保留基準の変更ということで、環境省の方からの諮問がございます。本日は4つのこういう議題をお願いするということで、非常に盛 りだくさんなので、手際よくお願いしたいと思っています。

ついでに、特定農薬の今後なんですけれども、これは新聞などでもうご覧になっておられる方もいると思いますが、いろいろなものが特定農薬になるかならないかということで今大変な議論になっております。これは、ご専門の方にさらにお集まりいただいて小委員会を設置させていただければと思っています。実はこれは農水省と環境省の両方で決めるということに法律上書いてございますので、1月に入りまして合同委員会をやりまして、その後、1月の皆様のご都合を既にお聞きしていますが、できれば1月30日に第6回の資材審議会農薬分科会をセットさせていただき、ここでご答申を

いただくという形で進められればと願って おります。その後はパブリックコメントというのが約1カ月間ございますので、その後に省令とか指定とかということで世の中に出すといった一連の流れでございます。

以上、ご説明させていただきました。

〇本山分科会長 たくさんの資料を説明していただきましたけれども、ただいまの事務局からの説明について、ご質問があればお願いします。

私から一つ先にお聞きしたいことがあるんですけれども、先ほど無登録農薬の全国の立入検査の結果 10 種類の無登録農薬が見つかったというお話でしたけれ ども、その中には、いわゆる漢方農薬といいますか、偽装有機農業資材、天然物と言いながら合成農薬が混合しているというもの、これは見当たらないんですけ れども、今回立ち入りの対象にしたのはそういうものは除外して検査されたのか、無登録農薬の定義といいますか、その辺をちょっと説明していただければと思 いますが。〇農薬対策室長 漢方農薬とか、そういうのは私どもは前から農薬まがい品として取り締まりをやってきておりますが、今回のはもう確実に農薬ということで 売っていたということでございます。今おっしゃっていた漢方農薬とかというのは、紛らわしいぎりぎりのところで農薬かどうかみたいなところでやっていまし て、私どもが業者を呼んで、そういう売り方をすればそれは農薬だということで指導していろいろやってきているところだったんです。おっしゃるように、妙な ものもございまして、今年の3月に、例えば「すこやかくん」とかという変なのがありまして、これも回収させたりとかということで取り締まりをやっていま す。今回のはそういう小規模のものではなくて大々的にまさに農薬として売っていたというところなので、ちょっと悪質だったと思います。

〇本山分科会長 わかりました。

どなたかご質問はございませんか。はい。

○玉木臨時委員 今の件は、農薬取締法の改正について論議をしているんだと思うんですが、ご説明の現行のものと改正後の非常にわかりやすい資料で、これは 大変助かるんだけれども、ただ詳しいことは全然わからないので、ちょっとこれはどうしようもないような部分もあるんですが、そういった意味で、改正はもう 既に国会を通っているわけだから、公示の前だけれども、本当はもうちょっと詳しいところを見せてもらった方がよかったのかもしれないと思っているんです。 ただ、余り膨大なものを見せてもらっても、そんなに簡単にはお願いできないと思うんだけれども。恐らくこれはいろいろ重要な変更があるから、後の論議にも 関係してくるんですけれども、ちょっと1つだけ伺いたかったのは、これはずっと両方現行と改正を比べてみますと、指定農薬が変わっているわけです。これは指定農薬で2つ落ちているわけです、作物残留性と土壌残留性。それで、水質汚濁性だけは残っているんですが、これはどういう理由でこういう形になったの か、ちょっと教えてくれますか。

- 〇農薬対策室長 詳しくは、すみません、ちょっと私の説明が十分じゃなかったと思うんですが、お手元に法律案関係資料……。
- ○玉木臨時委員 それは入っていないです。
- 〇本山分科会長 入っていないですか。大至急配ってください。
- 〇農薬対策室長 すみません。いろいろな箱に入れて持ってきたもので、みんな持ってきたものと思

っていました。お手元に早速お届けさせます。それで、指定 農薬の件は、今回、使用基準という罰則つきの遵守基準をつくったので、わざわざ指定農薬ということで、定めなくても、使用基準の中で定めることができるの で、そこに一緒にさせてしまうということです。ただ、水質汚濁性農薬については、やはり地域でどう使うかという話なので、知事の権限で使用地域や使用方法 を決めるということがあって、これは残しました。全般的に農薬ごとにどう使うかということを 12 条の農薬使用基準で定めるのですが、従来は安全使用基準と いうのがございまして、遵守することが望ましい基準ということで、以前ここでご審議いただいたりしたものがあったんですけれども、今回は遵守すべき基準ということになりましたので、それを廃止したということでございます。

- 〇玉木臨時委員 水質汚濁に関しては、広域的に水田農薬などが主に対象だから、広域使用は別扱いと。
- 〇農薬対策室長 別扱いということです。
- ○玉木臨時委員 そうですか。はい、わかりました。
- 〇北原委員 ここに判明したものの中に、現在も登録のある農薬で、マンゼブはたしかダイセンなんですね。それとかジベレリンだったり、このような無登録輸 入品というのは、こっそりとそういう登録のあるものをどういう形で……。だから、ちゃんとしていれば、たしか別に使える農薬なんですね。それを、要するに ある意味では密輸みたいな形になるんですか、言葉としては。
- 〇農薬対策室長 農薬の形で、農薬なのに登録を取らずに国内に入って売られていたということで ...。
- 〇北原委員 要するに、こっそり並行輸入か何かで入ってきたということですか。
- 〇農薬対策室長 その辺はちょっとわからないんですけれども、どうやって具体的に入ってきたかというのは、今、逮捕されている業者に会えないものですか ら、例えばどういう税区分で入れたかとか、詳しいところまで私どもはまだ聞けないんです、牢屋に入ってしまっているので。ただ、憶測するところでは、やは り何らかの方法で輸入してきたということで、従来の法律は、輸入の段階ではとめられない法律だったんです。無登録の農薬を販売段階で規制し、要は販売しな ければ、農家の手元には来ないだろうという法律上の体系です。
- ○北原委員 ただの物質として輸入する分には、輸入しても構わないと。
- 〇農薬対策室長 どういうことで入ってきたか。ただの化学物質ということで入っていたかもしれないです。その辺はわからないです。今回の改正に伴いまし て、水際での監視ということで、従来は農薬という税区分がなかったんです。従来あったのは、殺虫剤とか、殺菌剤とか、除草剤、あるいは一般の化学品です。 例えば殺虫剤であっても、家庭用の殺虫剤とかいろいろあって、農薬という区分がなかったんです。だから、いろいろなところで入れたわけです。今回改めて農薬という税区分をつくってもらうということで、今、財務省の関税局と話をしていまして、つくってくれるようです。この前も新聞に出ていましたので、法律の施行に合わせて3月までにはちゃんとつくるという方針でやっていただけるようでございます。そうなると、今後は、農薬であれば、その農薬の区分で入れてこなければこれは違反になってしまいますので、そういう形で入れていただいて、さらにそこで登録があるかどうかというところまでチェックしていく。あるい は、我々からこういうものが今出回ってしまっている

ので、輸入する際にこういうものが勝手に入ってこないようにしてくれということで情報提供していくとか、その辺の協力関係をして、登録のないものが自由に入ってこないようにしたいと今考えていると ころです。

〇山本委員 この議事の1は、農薬取締法の改正の説明だけでございましょうか。きょうは今後の対応等についての諮問が入っているのか、いないのか、その 辺。もしそういうことに関連して、質問ではないんですが、今後の対応について要望がございますので、単に説明を聞いて、それの質問ということであれば提案 を取りやめますが、いかがでございましょうか。

〇本山分科会長 法律の改正は国会の審議事項で、この審議会の審議事項ではないので、多分そう思うんですけれども、改正された法律について、その先を審議するのがこの審議会の役割じゃないかと思うんですけれども、澤田室長、それでよろしいですか。

〇農薬対策室長 今回の場合、非常に緊急な改正手続でございまして、皆様に十分ご説明する時間がなくて、大変申しわけないと思っています。事件が発端でご ざいまして、その後いろいろな対応に追われて、一気に法律改正までいけということで法改正手続に入りまして、あと国会審議などに忙殺されまして、とても皆 様にご相談できる時間がなかったということは、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

〇山本委員 私は今、ちょっとその点ではなくて、改正そのものについて申し上げたのではなくて、資料7で今後の農薬分科会のスケジュールなどもございますので、今後の対応についてあらかじめ要望しておいて、これを聞いていただけるかどうかということでございますが。

- 〇農薬対策室長 何だかわからないんですが。
- 〇山本委員 よろしゅうございましょうか。
- 〇本山分科会長 それは伺います。

〇山本委員 先ほど7ページのリストに10品目ありましたが、その説明にもございましたように、これを見ると全部が無登録輸入品ということでございまして、今般改正された農薬取締法の改正のねらいというものの一つに、無登録農薬が輸入されないよう水際での監視を強化するということが当然入っているところだと思います。これに関しまして3点ほどご要望申し上げたいと思うわけでありますが、1つは、例えば改正法2条で、「農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない」とございます。12ページの改正後の一番上の網かけ部分でございますが、第2条にそのようになっています。しかしながら、農薬を世の中に出す上で、現実的に登録を申請する前に各種の製剤試験であるとか、圃場の試験等を実施しまして、試験結果を作成しなければならないことがございます。そのことをぜひ考慮に入れていただきまして、製造・加工、そして輸入に関しまして、慎重に対処いただきたいとお願いする次第でございます。例えば製造一つをとりましても、試験用のサンプルといいましょうか、データ作成のためにサンプル用の製造をしなければいけないと。どちらが鶏か卵かという問題でございますが、製造とは一体どこまでを指しているのかといった問題があるわけでありまして、そういうものも製造してはならないということになりますと、もう今後試験にかけるようなものもつくれないということになるわけでございます。このことは加工や輸入に関しても言えるかと思います。ぜひ慎重に対処いただきたいということでございます。

第2点でございますが、輸入時に化学品として申告して輸入したものを今までのように農耕地で使用されるケースが十分考えられるわけであります。もちろん、今後はこれを農薬として販売した場合、罰則が強化されまして、使用者が罰則を科せられるということになるわけでありますけれども、販売に当たりまして使用者に誤認させるような売り方を行った販売者への取り締まりをより厳しくしていただきたいなと思います。改正法では、売り方については宣伝ということで縛ってあるわけでありますが、10条の2に宣伝ということで最後のそれだけなんですけれども、例えばホームセンター等で登録品と同じ場所に置いてある。特別な宣伝はしていないけれども、陳列といいましょうか、置いてあるということで、買う側が間違って購入するということも十分考えられるわけでありまして、そういった陳列といいましょうか、そこに置くということが果たして宣伝の中に入るのかどうかといった問題があろうかと思います。そういう意味で、誤認させるような売り方を行った販売業者への取り締まりをより厳しくしていただきたいなと思っております。

3点目でございますけれども、今回の改正でも非農耕地の分野に使用される薬剤につきましては 農薬取締法の対象にはならかったということでございますけれ ども、安全性であるとか環境等への 影響について確認がなされていないこれらの薬剤が化学品として輸入され、無登録農薬として使用 されることがないような措置。それから、例えば非農耕地専用であるならば、現在は登録不要であ りますけれども、非農耕地登録を要する条件づけを関係省庁と協議していただいて、いわ ゆる従来 のような無登録農薬が発生しないようにぜひお願いしたいなと、この3点でございます。

- 〇本山分科会長 事務局、いかがでしょうか。
- 〇農薬対策室長 今いろいろご提案みたいな話であったんですが、ご提案であれば、個別に私ども はお受けいたします。今は私どもはこの席でのご質問ということでお答えしたいと思います。

まず1つ、製造・輸入の第2条の話ですが、これは今後施行通知を書く上で細かい規定をつくりまして、齟齬がないというか、現実的に困らないようにしてまいります。

あと、無登録農薬の陳列の話ですが、これは一応宣伝に含まれるということで対応してまいりたい と思います。

それと、非農耕地用除草剤につきましては、使用規制というところで私どもはやっていくということでございまして、非農耕地、要するに農薬ではない、農作物の防除には使わないんだけれども、要するに駐車場だけの除草剤とか、そういうものについて、仮にこれが農用地で農作物に使われるということであれば、これはまさに農薬でございますので、幾ら非農耕地と銘打っていてもこれは農薬の使用ということになるので、無登録農薬の使用として規制措置がかけられるということで私どもはやっていくということでございます。

- 〇本山分科会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。
- 〇赤松臨時委員 最初のところで、実際にこの無登録農薬が使われていた場合に、出荷自粛あるいは残留農薬分析等が図られるよう指導したとあるんですけれど も、実際のところで先ほどの 10 種類を見ていますと、実際に登録はあるけれども無登録で輸入している場合と、もう登録が失効している場合とあるのですが、登録が失効している場合は何らかの問題があった農薬ということで危険であるということで、現在無登録の農薬で無登録輸入品という場合は多分不純物とかいろ いろなことが

問題になると思うんですけれども、こういう無登録農薬が使われた場合の農産物をどうするかという のは、何か変えられているわけですか。それと も、同じように指導されているわけですか。

〇農薬対策室長 今回、幾つかの農薬がございまして、それが使用されたときにひとつどうかと。農 産物の話というのは、法的にはこれは食品衛生法の世界なん でございます。例えばダイホルタンと かプリクトランについては、要は検出されてはいけないという食品衛生法上の基準になっていますの で、これはもう使った ことによって検出されれば、その農産物は廃棄処分になってしまうということな んです。ほかのものも、そのほかに今度は消費者からの信用というのがございま して、今回の一連 の流れは、無登録農薬が使われていたという事実がだんだんわかってきて、これが使われた農産物 が消費地に来てしまう。安全上何も確認され ていない農薬というのが無登録農薬でございますの で、登録を受けていない農薬が使われた、これが消費地に来てしまうということで、もう消費地の方 で拒否反応が出たわけです。生産地の方としてはこれにどう対応するかというと、だれが使ったの か、どこの圃場の何が使われたのかということを特定して、それに対し ての出荷自粛要請をかけて きたという経緯なんです。もう信頼関係の話にまで来てしまいまして、消費地側から、一体どこが使っ たのかとか、その辺の話で私どもにものすごく問い合わせが来たんです。私どもはそれに対してで きるだけ詳しい情報を提供して、県からも情報を求めて出していった。そこでだんだん落ちつ いてき たという経緯がございます。産地の方も、消費地の市場をぐるぐる回りまして、うちはここまで出荷自 粛しているとか、ここまで検査しているとかという ことを説明して回った。だから、大丈夫だから信用 してくれということを懸命にやったということでございます。厳密に言えば食品衛生法なんですけれど も、もう信頼関係のところまで話はいってしまったということでございます。

〇本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。

〇村田臨時委員 すみません。今のお話を伺っていて、BSEの問題と全く同じだなという感じが…… 全くという感じではないんですけれども、要は根本の原因 が本当に明らかにされたのかなというの がまだ私たちの中では不信感として残っています。今ご報告があった中に、以前から販売しているん じゃないかというこ とがわかっていたという事実があったにもかかわらず、何もしないで放置されて いたわけですね。それで、実際何らかの報告があって、業者の逮捕という形で世 間に明るみに出 て、それから慌ててバタバタと現地の調査等々をされているということは、私たちのところの信頼をな くされたから慌てていろいろな手配をされ ているという感じはするんですけれども、本当に根本のと ころの問題がこの法改正だけで払拭されたのかなというのが一つと、あと今この資料4の2の③のと こ ろにあります無登録農薬の封かん等の措置ということなんですけれども、回収はされないんです か。回収されるというか、要はこれは環境問題というか、環境的にも置いておいて、いずれ登録を 失効された農薬がどこかに埋められているとか、そういった情報も出てきたりする中で、この今ある 農薬はどうなってしまうんだろうということも一つ私たちにはわからないところなんです。このように わかっていることであれば、国なりが責任を持って回収して安全な処理をするという ところまでされ ないと、私たちは、これがまたいずれどこからか、やっぱりこれは効くんだよといった話があって、違 反だとわかりながら使うといったものが出 てこないかという心配もありますので、今回徹底的にやら れるつもりであれば、そういったものの回収もあわせてやっていただいて、その処理まであわせて責

任 を持ってやるというところまで、できたらお願いしたいなと思っております。

あと、この無登録農薬が流出したというところの根本の原因というか、法の枠だけで、今後は罰則規定は強くなったとは思うんですけれども、本当に根本のと ころが明確になったのかなというのが、いま一つ私たちには情報提供としてないような気がするんです。その辺、すみません。

〇農薬対策室長 幾つかご指摘があったので簡単にご説明しますが、まずどうしてこういうものが、 長い間情報があったのにという話ですが、山形県は、なるほ ど聞いてみますと、平成3年あたりから 情報があって、逮捕された業者に立入検査を7回やったけれども、見つけられなかった。担当官を派 遣して調べていろい ろなこともわかったわけですが、やはり検査技術に対する我々の支援もちょっ と足りなかった部分とか、あと情報も、ほかの県の情報をこっちへ流すとか、いろ いろなところで情 報が埋もれてしまっているということもわかりました。あと、連携です。衛生部局で発見していたの に、それが農林部局に伝わっていなかった とか、いろいろな話もわかったわけでして、この辺は非 常に反省材料だったということでございます。今回は強力に私どもの方で情報を集約してどんどん発 信し ていき、各県で立入検査をどんどんやられたという結果だったんですけれども、こういうことは やはり積極的にやっていかなければいけないなと。

それと、今回の問題は、根本的なところで一つは制度というのがどうしてもあったと思うんです。これまで、使用者をある程度信用していたと。売られていなければ買えないわけですから、使わないように指導していけばというところがあったと思うんですけれども、やはり農家として個人的に輸入してしまっている人とかございまして、使用してはいけないんだと。使用することが、生産者の信頼もなくすことにもなるんだと。今、消費地で農薬に対してこれほど神経質なのに、生産地の方で余り気にせずに、いろいろな農薬を登録のないまま使ってしまっているということがどれだけの問題なのかわからずにいたんじゃないかと。要するに、意識のギャップが大きかったんじゃないかという気がします。私どものところにも、生産者団体で一度来たことがあるんです。こういう問題について、国の責任はどうか。自分たちは、罰則を強化されてどうのこうのという話をされたんですが、ルールをつくることが大事ではないかということを強く申し上げました。日本の農業は、ちゃんとしたルールのもとで農業が行われるんだと。それをみんなが守るんだと。当たり前のようでありましたけれども、これまで指導にしか過ぎずに、やはり守られる部分が少なかった。だから、一部の人は無登録農薬を使っていたということで、多くの人の信頼が失われたということでございます。やはりルールをつくって守ろうということを提案してきたということでございます。

それとあと回収の話がございました。ここに書いてあります4ページの③のところの表現は当初の話で、実は各地の無登録農薬のサンプルを取り寄せまして、写真を集めたり、サンプルを分析したりとか、一応大体終わりました。一部の農薬だけ残っているんですけれども、それらについては一応確認作業は終わったので、きちんとした処理を次にということで今指示しているんですが、ただ、国として回収すべきだとか、そういう制度的な話については、今後また次の通常国会で持ち越して検討しようということに一応なっております。現状では、適切な処理をするようにということで指示しております。

〇本山分科会長 今の問題にちょっと関連するんですけれども、一番最初に、私、無登録農薬の定

義はという質問をしましたけれども、多くの方が、私も含めて 理解していなかったことは、今までは 登録失効した農薬がイコール無登録農薬と、ちょっと意味が違ったんじゃないかと思うんです。登録 失効したものは使って はいけないということでも、必ずしもなかったのではないかと思います。その 辺の説明をもう1回お願いできますでしょうか。

〇農薬対策室長 お手元の冊子で配らせていただきましたところの表現を見ていただくのが一番正 確かと思います。35ページの上段の「使用の禁止」、条文で申し上げますと第11条が無登録農薬 の使用の禁止を規定したところでございます。「何人も」と書いてありますが、「次の各号に掲げる農 薬以外の農薬を使用 してはならない」。この冊子をお持ちでない方は、さっきの資料6というところで 12ページの図の下の方に書いてございますが、第 11 条ということで「次の 農薬以外の農薬の使用 禁止」と書いてございます。要するに、1つは第7条の表示のある農薬以外は使用してはいけない。 詳しく申し上げますと、容器又は包装 に第7条の規定による表示のある農薬、これ以外は使用して はいけない。表示がきちんとしている、登録がされていたということであれば、要するに、きょう農 薬 が失効しましたと、これはメーカーの都合でやめてしまうわけです。なぜならばもうからないとか、今、 企業の合併が非常に多く進んでいまして、同じような農薬を持っていてもしようがないので、やめま した。なぜやめたかというと、営業上の理由でやめましたと。何か危ないのでやめたというのはこれ また別の話に なるんですが、そういうことでやめたとして、突然、今日から使用する農家が、仮に昨 日買ったとか、おととい買ったとか、その農薬が急に使えなくなる、それ が禁止品になるといった規 定にはできないということでございます。安全上問題があるというものは、ここに書いてあります第9 条第2項という、資料7にもあ りますし、今の 35 ページにもありますが、その括弧の中に「第9条第2 項の規定によりその販売が禁止されているものを除く」ということで、要は販売禁止と いうことで、積 極的にこれは安全上問題があるということでリストアップしたものは、使用してはいけない。ですか ら、この法律の形としまして、登録したということによって安全性を確保したと。それが失効したこと によってその安全性が急に失われるということではないということになります。安全上問題があると い うことであれば、失効した後であっても、登録しているときであっても、販売禁止にするという形で ございます。今回の改正では販売禁止にしたものは、使用の 禁止にもなるということでございます。 これまでは、使用の規制が指定農薬以外はなかったんです。そういうことで、今回の無登録農薬問 題がもとで使用の禁止 という話で法改正できましたので、その辺がきちんと使用の禁止までできる という形で措置したということでございます。

○本山分科会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、大分時間がたちましたので、そろそろ次の議事に移らせていただきたいと思います。先ほど特定農薬について若干ご説明がありましたけれども、諮問事項で小委員会の設置ということもありますので、もう一回特定農薬について、事務局の方からお願いします。

〇農薬対策室長 それでは、特定農薬についてご説明いたします。資料8を見ていただきたいと思います。

今回の改正に伴いまして、その該当条文というのがあるのでちょっと見ていただきますが、第2条が改正されました。資料8の15ページに該当条文を引用してございます。「製造者又は輸入者は、

農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない」と、今回 こういうことになったわけです。「ただし」としまして、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものと して農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合」、これはこの限りではないと。 ちょっと線を引くのを忘れましたが、要は登録を要しないということでございます。これについて、第 16 条、農業資材審議会の諮問事項として下に書いてござ います。農薬の定義は変わっていないんですけれども、これまでは農薬取締法は販売されている農薬だけを規制していた販売規制だったわけですが、今後は使用すると ころまで規制するという話になります。農薬の定義にはまっていながらこれまで規制していなかったというか、農家が使用している農薬としてのいろいろな資材を見ますと、販売されていたものだけが規制されていて、そのほかのものが規制されていなかったわけですが、あまり過剰な規制をやっていくということになら ないように、ここまでは登録しなさいと言わなくてもいいんじゃないのというものがあれば、こういうものは特定農薬として指定していこうということでございます。

一応趣旨はそういうことなんですが、一体これは何かという話になるわけです。これについては、今、調査をしたりとか、後でまた中身を見ていただきますが、一応手続だけ申し上げますと、非常にいるいろな資材がございますので、特定農薬小委員会という専門の委員会をまたご提案させていただきたいと思うんです。その後、さっきの資料7の図にありましたけれども、環境省との合同委員会で検討し、1月30日の資材審で審議いただこうということでございます。

基本的考え方は、これは非常に雑駁ですが、調査の結果をもとに、専門家の意見も踏まえて指定していく。今回これですべてが指定できるわけではございませんので、非常に数が多いので、今後も継続して調査も行っていくということでございます。

続けて、次の資料9というところをちょっとごらんいただきたいんですが、実は一部座長の本山先生ともご相談しながら、小委員会のメンバーを内々検討させていただいておりました。いろいろな分野の方に入っていただく必要があるだろうということで、毒性の先生はやはり大事なので井上先生、それから農薬の上路先生、昆虫の国見先生、植物病理の牧野先生、消費者の村田先生、農薬の本山先生ということでございまして、最後の2名はこの農薬分科会の委員から入っていただくということでいかがかなと思っております。

この小委員会の設置というご提案は、農業資材審議会の議事規則の第 10 条というところに書いてございまして、分科会長が必要と認めるときは、小委員会の委員を指名し、ここに付託して調査審議させることができるということになっている次第でございます。

〇本山分科会長 私は、この特定農薬の問題には専門的な小委員会の設置はぜひ必要だと考えているわけです。提案された小委員会のメンバーについて、いかが でしょうか。もしよろしければ、この小委員会を設置することとしまして、諮問いただく内容について、この小委員会での検討と、さらにこの小委員会と中央環 境審議会の専門委員会との合同委員会を経て、次回1月末の農薬分科会にご報告いただいて、そして皆さんで審議することにいたしたいと思います。

〇行本臨時委員 環境省との合同の委員会ということですが、ここの小委員会と、農水・環境合同委

員会といいますと、こちらの特定農薬小委員会だけで審議することと、審議した上に今度は環境省との合同でやるんでしょうか。それとも、初めから環境省との合同で、その小委員会的なもので審議をするのか。

〇農薬対策室長 最初は、最初から合同でやろうという話があったんです。ただ、今回私どもは調査をしていまして、この後紹介しますけれども、膨大な数なん です。合同委員会になりますと人数が 20 名を超えてしまう委員会なものでして、そこで細かく皆さんにご検討いただくというのはとてもできないだろうという ことで、粗ごなしといいますか、整理を一回させていただいて、それをそちらでまた持っていって検討していただくという2回のプロセスを経ないと、最初から 大きな人数でやると、とても大変なことになるわけです。概念整理をしたりとか、必要なデータを取り寄せるとか、いろいろなサゼスチョンをいただいた上で検 討いただくという形にするつもりでございますので、2段構えにさせていただきました。

- 〇行本臨時委員 はい、わかりました。
- 〇本山分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から特定農薬の調査状況の報告をお願いします。

- 〇農薬対策室長 それでは、資料10と11について、担当の方から説明させていただきます。
- 〇農薬対策室課長補佐 農薬対策室の課長補佐をしております田雑と申します。特定農薬に関連 する資材の情報の募集と調査について概要、それから結果の概要を報告させていただきます。

特定農薬を指定するに当たって、議論の前提として、どのような資材が現場で使われているかというのを調査する必要があると考えまして、11 月上旬から末 までにかけて都道府県を通じた調査、これは都道府県の普及センターや防除所、試験場、農協などを通じまして情報を募集しております。それから、資料 10 に あるのは、11 月中旬から約2週間、12 月4日までかけまして行いましたインターネットを通じた調査になります。これによりまして情報を募集したところな んですが、特定農薬がどのようなものになるかというのを募集の段階で限定して考えてしまうのは余り好ましくないと考えまして、この太字で書いてあるところ、アンダーラインのあるとおりなんですが、「病害虫の防除や忌避など、農薬のような用途で使われていることを否定できないが原材料に照らし農作物、人畜 及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないと思われる資材」の情報を幅広く募集したところです。都道府県からの調査については、主にメールで、それからイン ターネットによる調査は、電子メールのほかに郵送やファクシミリなどでこちらの方にデータを送っていただくような形で行ったところです。

次のページに、この調査のときにお示しした特定農薬の考え方についてつけております。指定までの手続は先ほどご説明があったとおりですが、特定農薬として指定される可能性のあるものとして、食品になるものが該当するのではないかということで、重曹や食酢、牛乳などを挙げさせていただいているところです。

この調査の実際のところは、19ページから3枚にわたって書かれております。これが記入様式になりまして、品名のほかに、この判断材料として、主な原材料、それから製造方法や使い方に関する情報、それから安全であることを示す情報を書いていただくようにしております。

次に、20ページと21ページがその記入例で、最初はこの資材に当たるものとして柿酢の液剤を例

として挙げさせていただいております。次のページは、天敵生物としてテントウムシを挙げさせていただいて、このような形で情報を募集したところです。

次に、資料 11、22 ページになりますが、12 月4日の締め切りまでに、特に締め切りの間際にかなり多くの情報が集まりました。全国どこの地域からも多数の情報が寄せられまして、情報は延べ件数で 2,900 件余りになりました。特に都道府県を通じた調査は、各都県から数十件、多いところは 200件以上の情報が提供されまして、合計 2,000件以上。インターネットでも、それぞれメール・ファクスでかなり多数の情報が寄せられて、この件数になっているところです。

ただ、この提供された情報の重複を整理するとかなり少なくなると考えられますが、その中では植物由来のものが多くを占めているという現状になりました。 次のページに、この調査で寄せられた情報、細かいものを挙げていくとかなりありますけれども、主なものとして挙げております。それから、これらの成分をま ぜたものもかなり挙げられております。

簡単にいいますと、1番、これはいわゆる生物ではない資材に該当するものなんですが、植物由来のものとして、木酢ですとか、植物のエキス、それから米ぬ かとか油など、いろいろなものが挙げられています。それから、動物由来のものとしては、牛乳やカニ殻の成分のキトサンなど。それから、化学製品では、硫黄 ですとか、いろいろな有機酸とか、界面活性剤などが挙げられております。それから、数は少ないですが、鉱物質や金属。それから、種類は少ないんですが、数 は比較的多かったものが食品そのもので、例示にも挙げているとおり、お酢の仲間、それから酒類、重曹ですとか、砂糖類などが各県から挙げられております。 それから、種類も少ないですが、電解水、水に特定の機能を持たせたようなものもかなり使われていることがわかりました。

それから、生物については、いろいろな種類の天敵生物が挙げられておりまして、その多くは昆虫やダニなどの無脊椎動物だったんですが、脊椎動物では合鴨 ですとか、カブトエビの仲間、それから昆虫や植物の病原菌の関係、またそれを抑えるものとしていろいろな細菌ですとかカビの仲間なども挙げられておりま す。

このようにさまざまな情報が寄せられておりまして、この中で、例えば焼酎にトウガラシを漬けたものとか、動物質のものと植物質のものをまぜたものとか、原材料が数十種類の植物から成るものなど、非常にさまざまなものが挙げられているところです。

以上です。

〇本山分科会長 今の説明にご質問やご意見がありますか。はい。

〇小林臨時委員 今ちょっとのどを壊しておりましてご容赦願いたいと思いますが、特定農薬という項目を新たにつくったのは、そもそもはどういう理由によるのか。つまり、これは大いに安全であるからお使いなさいという積極的な意味なのか。農薬取締法の中に情報として入れることによっていろいろな制限をするということなのかということで、私はそのねらいがよくわからない。もう既に言葉はできておりますので、法律上規定されていますので、これを変えることはできないと思いますが、特定農薬というのは、どうも見るところ、それこそ候補として合鴨まで入るということになると、一体農薬というのはなんなのかということになる。英語だと農薬というのは、アグリカルチュラルケミカルズとでも言うんですかね。また特定となると、何となく特定毒物の特定を想定するような言葉であります

し、特定農薬と言うと、非常に危険な農薬であるという印象が一つはある。しかし、法律として決まっている以上はこれはいいんですが、例えば国際的な場で議論するとき、これを英語にどういう言葉をお使いになるのかなと私も大変気になるところでありますが、その辺を一つお聞きしたいと思います。

〇農薬対策室長 農薬の定義というのがございまして、かなり広いんです。その農薬について、製 造・使用を規制する、使用まで規制するということになったわ けです。そうなると、非常に幅の広い 農薬の定義にはまるものは全部規制してしまおうということになって、非常に過剰規制になる。そこ まで規制しなくてもいいではないかというものを外そうということなんです。アメリカでも同じような制 度はあると思います。アメリカでは、Minimum Risk Pesticides Product ですか、そういうのがFIFRA の中にあるようでございます。ちょっと私、まだ詳しく読んでいないのですけれども、今調べて、ほか の国でもあるということはわかって、ドイツにもあるらしいです。ということでございます。農薬の定義 というのは幅広いということなんですけれども、一応、防除に用いる農林産物と か樹木も含めている ので農作物等と言っていますけれども、それを害するいろいろな菌とか線虫とかダニとか昆虫などに 使われる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤、この中に除草剤も入っているんですが、あとは生長促進 剤とか、要するに薬剤なんです。それと、あとは天敵と法律上書いているわけです。今、整理した調 査の結果というのがこういった農薬にはまるのかということがまず一つございます。第一スクリーニン グで、これは農薬じゃないといったものはこれから当然外されると思っています。ということで、これ から、薬剤かとか天敵かとか、こういうもので読めるものなのかとかいうことを調べた上で、評価して いってもらおうと思っています。例えば、毒性上、見るからにこれはふだん食べているもので、こうい うものはわざわざリスク評価しなくてもいいでしょうとか、ある一定の 条件でやれば問題ないというも のもあるだろうとか、これは完全に農薬だから、もう登録制度の中でやっていってもらおうとか、いろ いろあると思うんで、ここ ら辺をもう一回整理して、とりあえず粗ごなしの整理なので、今度の小委員 会で見てもらおうという趣旨でございます。ねらいとしては過剰規制にならないよう にするところがあ るんですが、今回使用規制というところにいったためにこういう話も出てきてしまったとご理解いただ ければと思います。

〇池田臨時委員 特定農薬について、二、三ご質問いたしたいと思います。まず、今まで使われている農薬というのが、登録に対して安全性、それから効果等の ことを重視されましてきているわけです。その中で、また現場の方では、特にこれを使うか使わないかということにつきましては、その効果に加えまして経済性 という面が非常に考慮されてくるわけであります。これから、この特定農薬をだれがどういう基準でご審議されるかわかりませんが、もしここにありますように 農林水産省の告示、環境省も告示をしてということでお墨つきをもらって出たときに、従来の農薬の安全性、効果、経済性というところは現場でどのようになる のかなと。一番問題になってくるのは、はっきり言いまして、例えば 18 ページのところに3 剤挙がっていますが、これは例としてありますから、例えば案かも しれませんが、具体的にこの3 剤がもし採用されたとしましたら、私、今までずっと現地を指導した経験から、こんなものでは、現行の例えばうどんこ病だとか アブラムシも載っていますが、はっきり言いまして、全く防除効果が上がりません。もしこれを徹底的にやろうとしたら、それこそ牛乳を毎日かけない

といけな い。そうすると、経費がすごくかかる。経済性の問題はどうだと。あるいは、そういった水を ジャンジャンかけることに付随してほかの病気が出てくるという問 題が出てきます。そういう試験が 全然なされないのに、もうちょっとこの審査というんでしょうか、採用につきましてはご審議いただけ ればと思っております。

それから、こうした中にちょっと入っていないのが現場であるのですが、例えば悪臭の問題があるわけです。具体的にこのアンケートの中に二ン二クなどが入っていまして、現地でそういう二ン二クの粉末を溶かしてまいている方がいるわけです。これは食品ですから、ある意味では今まで黙認されていたのですが、その隣にある民家などはもうたまったものではないです。現実ですが、施設というのは民家の中にありますし、我々農業を混住地域の中でやっている例というのは非常にたくさんあるわけですから、これはクロピクなどの悪臭問題よりももっと問題が深いんじゃないかと思います。ですから、そうした悪臭の問題などもどうするのかということがあります。

それから、一番問題になってきているのは、これはどうするのかなと思いますが、天敵です。今、天敵農薬としては、非常に厳しい審査を要求されていまして、私もさんざんそれをやりましたが、非常に労力がかかって、試験をやる担当者も嫌になるぐらいのデータを出さなければならない。そういう背景がございます。それが、今度の特定農薬の中では、例えばここにナナホシテントウなどが出ていますが、こんなにすんなりといってしまっていいものかどうか。そうすると、例えばその中でこうしたものを実際に試験にかけてやっているところがあるから、その辺との兼ね合いというのはどうなるんでしょうか。

私は、今、余りがんじがらめにこの法律で縛って、ある面では、表現が悪いかもしれませんが、こうしたほかの方法を普及したいということで多分こういうのが出てきていると思うんですが、それ以外に、もし本当に安全性のことを考えるのであれば、これは先の話になるのかもしれませんが、例えば登録の農薬の中で、チンゲンサイなどはチンゲンサイだけで登録を取らないといけない。コマツナと一緒ではないかと言うんですが、コマツナはコマツナでまた取らないといけないといったことがあります。ですから、そういうものをある程度ひっくるめた中で登録が取れるような制度の改正とかというのをしていかないと、やはり現実的ではないと思うんです。農薬の安全性をこれからここで考えていくときに、特定農薬も一つの手段かもしれませんが、もっと先に別の方法があるんじゃないかなという感じもいたします。後段の方は、ちょっとこれからのことになりますが、特定農薬につきましては、その背景につきましてちょっと疑問な点がありますので、申し上げておきました。

〇本山分科会長 事務局の方は何か対応はありますか。

〇農薬対策室長 さっき申し上げましたように、特定農薬というのは、過剰規制にならないように、ここまでやらなくてもいいじゃないかというところなんでご ざいまして、特に農水省としてそれを推奨するとかいう形ではないんですが、ただ、これをもっぱら製造して販売している者については届出をしてもらって、そ れでいろいろな検査を我々としてもできるような形にはしているんです。さっきの 12 ページに資料6というのがあるんですけれども、また例の複雑な図でござ いますが、上の方に特定農薬とあるんですが、これは全く野放しということではなくて、これをもっぱら業として製造し販売している人がいれば、そこはいろい ろな検査に入れるという形なんです。農家が買って今つくって使用してい

るもので、こんなものはいいんじゃないかというのは、もう何ら規制のない形になるか と思いますけれども、そういう感じで、特に使用者への規制というところが入りますので、そこから過剰規制にならないということでございますので、これを推 奨しようという形ではないので、特にその効力について云々と厳しく問うたりということも、信じて使っている人はいいんじゃないかなというのも入ってくる。いずれにしても、この辺の整理は小委員会に一回諮って、どのように整理するかということを話してからということで、またご報告したいと思いますので、よろ しくお願いします。

- 〇北原委員 販売する場合は規制がかかるということですね。
- 〇農薬対策室長 届出がございまして、規制ではないんですけれども、届出で、もっぱらそれをつくっているような状態のものになりますと……。
- 〇北原委員 そうでないと、例えば、分析しないと何が入っているかわからないという場合だってありますね。
- 〇農薬対策室長 届出のときにどうするかというのは、一つあると思います。
- ○玉木臨時委員 この特定農薬の問題というのは一番大きなポイントの一つだと思うんですが、それで今、池田さんの方から出た問題というのは大変重要だと思 うんです。それで、これは細かく論議すれば切りがない話なんですが、この分科会として、小委員会におろすでしょう。そのときに、具体的にどういうところま でをしっかりと論議してくれと。事務局として何か期待する一つのイメージあるいはスタンスというのもあると思うんだけれども、例えば、いっぱい出てきた特 定農薬の候補者をただ絞り込むだけでいいのか。それとも、どういうものについてはどういう条件をつける必要があるとか、あるいは安全性評価みたいなものに 対しては一切要求する必要がないのかとか、それから効果についても一切あとは使用者の自由に任せるのか、かなり重要な基本的なスタンスが決まっていないと、私は小委員会に任されても、小委員会の先生方は困ってしまうんじゃないかと思うんです。だから、そういう基本的なスタンスをどのように事務局としては 今考えているのか、その辺がちょっと気になるんですが。

〇農薬対策室長 では簡単に、事務局としては、小委員会にかけるにしても、こんなにいっぱい来ていますとドーンと渡して、それで数時間で検討いただくとか いうのはとても考えられないので、私どもとして一応整理して見ていただくということで考えているんです。さっきちょっと申し上げかけたんですが、一つは、 防除が目的なのが農薬なんですけれども、これは防除に用いているのではないんじゃないかといったものとか、防除に用いていても、それが農薬の定義に、薬剤 とか天敵とかというところに読める形になっていないではないか、これは全然違うものじゃないか、物理的な資材で問題ないではないかとか、単なるマルチとか というのもあるわけです。さらに、農薬の定義には一応はまるといったときに、毒性上問題ないのではないかとか、ある一定の基準といいますか、条件が必要な ものではないかとか、あるいは今登録している農薬というのがありますので、それと同じものが出てくれば、それはもう農薬と私どもは認知しますので、そのグ ループに入りますといったことで分けまして、それぞれのグループの中で評価していただけないかと。農薬としての使用というのは、ジャバジャバかけるという のではなくて、シュッシュッとかけるとか、暴露の関係で、この程度の暴露であれば、毒性もあったとしてもこの程度、ではこれは問題ないとかというくくりで 整理できるものなのか、

あるいは何かやっぱり一定の品質を保証しないと毒性的なところを十分担保できないとか、あるいはかけ方についても、散布の仕方についても、このぐらいじゃないとだめだとかという制限が必要なものとか、分けた上で評価していただければと思っているんです。その作業だけはやって、さらに 追加的なデータが必要なものは、それまでにそろえるとか、あるいは宿題をいただくとかでやれないかなと思っています。きょうはそこまで整理できなかったの で、すみません。

〇都留委員 2つばかり質問です。1つは、この特定農薬、きょう委員のご審議の上に小委員会発足ということで決まったんだと思います。ということで、今ご 説明があったように、期間が大変短いですね。1月 11 日にそこで論議された話をこの分科会でもう一回チェックするという話ですね。ですから、そういう時間 的な制限がある中でどのぐらいのことができるのかなということをよくお考えいただければありがたいというのが1つです。

2番目は、私の専門的な話になりまして、23ページをずっと見せていただいたんですけれども、これはお調べになったのでこういうことが上がってきているとは思いますけれども、一つずつ全部チェックしていきますと、相当悩ましい話がたくさんあります。ということで、専門的な先生方で、特に小委員会の先生方にしっかり見ていただきたいということをつけ加えさせていただいて、発言を終わります。詳しい中身についてはここでは論議しません。

〇本山分科会長 この問題は、いろいろご意見や不安感もおありかと思いますけれども、小委員会でまず最初に、私も小委員会のメンバーに入っていますので、どういう基本的な考え方でこの認定作業を進めていくかというところから議論していかなければいけないんじゃないかと思っております。私は座長の立場ですけれども、個人的には、流通する資材、自分でつくって自分で使うだけではなくて、販売とか広く流通する資材、あるいはそれを使ってつくった農作物が流通する場合は、やはり安全性その他のチェックをする必要があるのではないか。それから、農薬と農薬ではないものとに分けて、農薬ではないものはまないたにのらないのではないかと思いますけれども、農薬というものは、病害虫雑草防除あるいは植物生長調節に使うようなものは、やはりまないたにのる必要があるだろう。そして、今の農薬取締法は、効力もチェックする、安全性もチェックするというのが基本になっていまして、そして安全性の場合は、作業者に対する安全性と、それから食品としての安全性と、環境に対しての安全性、3つの安全性を確保しているわけですから、そういうものもきちんと審査しなければいけないのではないかと思っています。それは、小委員会ができてから、そういう基本的な方針について考えていきたいと思っています。

〇農薬対策室長 今いろいろご意見をいただいて、私、改めて思ったんですけれども、さっき小委員会のメンバーを固定した形でお願いしたんですが、また必要 な場合は先生の方でご承認いただくということと、あと委員の方でご意見のある方には私どもの方から説明に参って、本当に時間が少ないので、いろいろなご意 見を取り入れた上で検討していく形に努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇本山分科会長 それでは、大分時間が過ぎましたので、ここで 10 分ぐらい休憩をとらせていただいて、時間を 10 分オーバーしていますけれども、3時 20 分から再開したいと思います。

午後3時10分 休憩

### 午後3時20分 再開

- ○本山分科会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。
  次に、3つ目の議題の販売禁止農薬について、事務局から説明をお願いします。
- 〇農薬対策室長 それでは、続けさせていただきます。資料 12 をお出しください。

先ほどちょっとご説明しましたけれども、農薬は販売禁止制度がございまして、第9条第2項というところで、安全上問題があるものは省令で定めてその販売を禁止すると、制限することもできますが、今回の場合は禁止ということでご提案しています。次の25ページをお開きいただきたいんですが、内容として説明と表がございます。今回の農薬取締法改正によって、農薬取締法第9条第2項に基づく省令で販売が禁止された農薬については、使用も禁止されることとなったことに伴いまして、既に失効している以下の農薬について、販売禁止農薬として省令で定めることについて、農業資材審議会に諮問することとしました。

なお、現在既に省令でリストアップされて販売が禁止されている農薬というのは 10 種類ございまして、次の 26 ページにございます。これについては、先般 の農薬分科会でPOPs条約絡みで追加させていただいたものもございます。この表で見て上の5つが、従来から販売の禁止なり制限なり、昭和 46 年からやっていたものでして、下の5つがこの前の審議会で加えていただいたものでございます。一律全部、制限も取って、販売の禁止という形でこの前、上に施行日を書いてございますが、平成 14 年7月 30 日ということで、決めていただいたものでございます。特に下の3つは、日本では登録はないんだけれども、入ってくる可能性もあるということで、販売の禁止という形にしていただいたわけです。これは、条約の国内担当措置ということでやらせていただきました。

今回ご提案させていただくのは 25 ページにありまして、見ていただくと、こんなものがいまだにというものだと思います。ここにありますのは、すべて農林 水産省としましてこれまで、毒性などについて問題だということから、回収とか、製造の切りかえ指示とか、使用の規制とかということを多々やってきたものば かりでございます。本当は一個一個毒性評価をして、これは何で問題なのかというのを一つ一つやっていかなければいけない性格のものだと思いますが、農林水 産省としては既にそういう認知をして施策をとってきたものでございまして、これらについてはっきりと販売禁止という形でリストアップさせていただければ、もう売られているものはないと思いますけれども、今後使用の禁止という形で、例えば農家が何らかの形で保有していたなどで入手してしまった場合にも使用の 禁止ということではっきり措置できるということでございます。

上から申し上げますと、パラチオン、メチルパラチオン、TEPP、これらは急性毒性が強くて、いろいるな事故が多発した農薬でございます。それから水銀 剤、これは人体への毒性の観点、それから40年代初めに非水銀剤への切りかえを指示してきたものでございます。次は砒酸鉛です。これは、作物残留性農薬として指定されてきたということで、使用の規制が行われてきた農薬でございます。2,4,5-T、これは造林地での雑草とか灌木を枯らすために除草剤的に用いられたものでございまして、これは催奇形性の疑いがあるということで、かつて使用の禁止を指導したものでございます。CNP、PCP、PCNB、これは先ごろ農林水産省としてダイオキシンが入っているという結果を発表いたしまして、現在回収を各メーカーにお願いしているものでございます。今のところ、回収の

事業を簡単に申し上げますと、PCPについては、これは4月から11月末までの回収結果ですが、32.6トン。これは国内でかつて製造されて売られていたものでございまして、無登録で輸入されたものではありません。それとあと、CNPが平成11年7月から回収していますが、現在95.3トン。すべてメーカーの工場の倉庫などに厳重に保管されています。それとPCNBは30.8トン、これはことしの4月からの回収です。という状況でございまして、今、農家段階まで回収しているということです。それとあとダイホルタンとプリクトラン、これは今回の事件の発端になったものでございまして、これは食品衛生法の食品規格でADI設定不可で、検出されてはいけないとなっています。ダイホルタンは発がん性の疑い、プリクトランは催奇形性の疑いということが指摘されています。ということで、これは11剤あると思いますが、これを今回販売禁止ということでございます。

あと、関係条文は27ページにございます。第9条第2項というところでございます。ここに販売禁止ができる規定がございます。アンダーラインが引いてありますが、その3行上に「農薬の使用に伴って第3条第1項第2号から第7号まで各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため」ということで、安全性上問題があるというものについては、農林水産省令をもって、販売者に対し、販売を禁止することができるという規定でございます。

それで、中ほどに「使用の禁止」という改正の第 11 条でございますが、さっき見ていただきましたけれども、その第1号のところに、「容器又は包装に第7 条の規定による表示のある農薬」は使えるのですが、括弧して「第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものは除く」ということで、これは使用の 禁止になるということでございます。

その下の第16条は、資材審議会で意見を聞くという規定があるということでございます。

以上でございます。これは、この場でご審議いただいて、できればこの場で決めていただければと思います。

- 〇本山分科会長 ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。
- 〇行本臨時委員 今の一覧表は、既に禁止されている有機塩素系ですか、それに今回 11 剤加えるということですが、既に登録が失効した農薬はまだ随分たくさ んあると思うんですけれども、これは多分毒性が強いとか問題のあるものが使用禁止で、そのほかのものは一応使用禁止には入っていないけれども、今回使用基 準が決められるので、使ってはいけないということになりますね。使用禁止になったものとそうでないものでは、例えば罰則で差があるのかどうかということ、 また、どういう線で指定するものとしないものとを選ばれたのかをちょっとお伺いしたいと思います。

〇農薬対策室長 今回新しく改正される法律においては、ここで指定するのがすべて使用禁止でございまして、ほかの使用禁止の規定はないです。ということ で、これは 100万円以下の罰金、3年以下の懲役という罰則があるだけなんです。さらに、今回これをお認めいただければ全部で 21 剤ということになるんですが、これ 以外は全部安全かというと、その辺はまだ問題があるものもあるかもしれないので、さらに評価をして指定ということも進めていかなければならないと思います が、今回非常に急がれるといいますか、臨時国会でこういう規定を設けて、私どもとして慎重にいろいろ審議する必要がありますが、これまで行政的に禁止とか 生産転換とかといろいろ指示してきたものについては、私どもとしては迷うことなくこういう規定の中に入れていきたいと思っております。

- 〇本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。
- 〇都留委員 質問を2つですが、11 の化学物質ですか、この物質の中でも特にダイオキシンについて3例の数字を挙げられましたけれども、これは先ほどのご説明ですと、工場、倉庫に残っていたと。農家軒先とかというものについてはどのような状況になっていますか。
- 〇農薬対策室長 先ほど申し上げたのは、農家段階まで全部回収して、今現在工場の倉庫に厳重保管されていると。私どもは、例えばCNPなどは毎年1回全部その保管状況をチェックしています。
- 〇都留委員 そうすると、ちょっとその関連ですけれども、一応はルートで出ていったものが、農家の軒先のものも一応回収されて、工場の方で保管されているということですか。
- 〇農薬対策室長 はい。それで、回収は現在も続けていまして、かなりのメーカー側の数なんです。 全国分担を決めて、広報活動をやりながら、全体をまとめて 1つの回収センターのフリーダイヤルを つくっていまして、何かあるとそこで全部連絡がつくように、そういう体制を組ませています。
- ○都留委員 どうもありがとうございました。
- 〇本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。はい。
- 〇村田臨時委員 農薬の登録が失効されて、今回食品規格でADIの設定が不可ということで禁止リストに挙がっているのが2つあるんですけれども、それは全 部見直されて、これに該当するようなものはないということですか。要は、食品規格でADIの設定が不可で登録が失効になっているようなものでは、もうな い。それは全部見直されたんでしょうか。最初にそこのところ、今回ダイホルタンとプリクトランのところの問題というのは、登録があったと。その後食品規格 でADIの設定ができなくなった関係で失効になっていますね。それと同じようなものがもしあるのであれば、もうこの段階で販売禁止農薬のところに挙げておくということは考えられないんでしょうか。

あと、今農家の軒先まで回収を進めていらっしゃるということなんですけれども、やはり農家の方への情報提供というのがまだまだ不十分だなという気がしますので、販売禁止になった農薬についてはどのような扱いになるかとか、あとその農薬の毒性がどういうものだから販売禁止、すなわち使用禁止になったのかという正しい情報を伝えていく。一番扱われる農家の方も、農薬というものの毒物を扱う中では被害者だと思うんです。ですから、正しい情報を伝えていくという方の広報、あとその農薬に関する扱い、要は使用基準にのっとった使用をするという、それがどれだけ大事なことかという情報の啓発活動みたいなものもあわせて一緒にやっていただきたいなと思います。

〇農薬対策室長 今2点ございました。それで、ADIの設定が不可ということで、要は禁止しないといけないというのは、実はあと2つあります。アミトロー ルとダミノジットの食用部分です。非食用部分はまだ登録があるのですが。それで、今回それもどうしようかなと思って、実は考えたんです。いろいろなデータ をそろえたりとかということにするとなるとちょっと時間がかかるということで、実は間に合わなかったので、次回にでも提案させていただければという気持ち はあったんですが、ここでは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、農水省として既に問題があるということで何らかのアクションを起こしていたものだけ をリストアップしたんです。それで、仲間があるじゃないかとか、これがあるのならこれもあるじゃないかという議論は当然出てきてしまうと思うので、そうな ると一個一個、それはどういうものなのかとか、資料を用意したりとか、私どもも準備しないと皆さんに見ていただけないな

という気持ちで、そういうものはあ えて今回のリストには入っていないんですが。それは、もう一つ、 法律の施行というのが3月なんです。ということがあって、今回はそこまでに間に合ううちに 手当て しておこうということで、ダイホルタンとプリクトランはとにかく禁止しますと早く言わないといけないか なという私どもの行政的な気持ちがあってこれ をリストアップしたんですが、仲間があるからどんど んという話になれば、ご提案というか、強いご意見があれば、私どもも入れることにやぶさかではご ざいま せん。

〇本山分科会長 今、情報をもっと伝えることを考えてほしいという意見もあったわけですけれども、登録を失効した理由が、消費者にとって、あるいは農家に とって、ただ単にメーカーにとってメリットがなくなったからやめたのか、あるいは何か毒性があるといった問題が見つかったから失効したのかというのがなか なか伝わりにくいと思うんです。この問題は、これからはメーカーの方が登録を失効したときには、何か問題があった場合はちゃんと公表するという方向に持っ ていく必要があると思います。私はアメリカに 10 年も暮らしていたのでよくわかるんですが、アメリカの方ではもうそういう制度ができていまして、メーカー が何か農薬について毒性があるという不利なことを見つけた場合には、必ず即座に報告しなければいけないという仕組みになっているわけです。もしそれをしな い場合には、そういう事実を認識した時点にさかのぼってものすごい罰則が科せられるということになっていますので、日本もだんだんそういうことを考えて いって、隠すということがないようにして国民の信頼を回復していくということを考えていく必要があるんじゃないかと思います。

それで、失効した農薬でこのように販売禁止をするというリストを一遍にはぱっと出せませんでしょ うけれども、これで終わりではなくて、これから徐々にど んどん検討していって、禁止に該当すると 思うものはどんどん提案していって、ここで審議していただいたらいいんじゃないかと思います。 ○鈴木委員 今の本山先生のお話は非常に合理的でいいと思うんですが、ちょっと違う事例で、今 まで登録されていたんだけれども、それがある理由で、例えば 鼻にがんができるという理由で失効 してしまったんです。それが、その後いろいろ研究してみると、実はラットという実験動物に限っての 話であって、ヒトには 全然影響がないということがわかったので、再び登録が復活したという農薬が 現にあります。そのような場合、ここのところで、例えば仮に販売農薬リストに挙 がっていたといった ことがあった場合、黒が白に変わった場合にはそれは外されるということを前提に考えてよろしいん でしょうか。基本はリスクアセスメントですから、そのときの科学水準に合わせて最高の結果がわか ればよいわけで、時とともにそういった評価が変わるというのは大前提としてあるわけですけれど も、一応そういったことは念頭に置いておられるんですか。だから、そのためにもうちょっと念のため に聞きますが、さっき都留先生の方からダイオキシンの話が出ましたが、ここに挙げられている3剤 のうち、本当にダイオキシンが問題なのかというのは、専門の立場からすると極めて疑問のものが あります。それ以外の理由で禁止されるのならともかくというようなことも実際にあるものですから、 そのように理由が変わった場合というのは、先ほど本山先生が言われたよう に、直ちに公表すると いう形の条件がつけられるんですね。

〇農薬対策室長 さっきの本山先生の言われたいろいろ不利な情報とか、学会の発表とか、こういう ことは多分これから話し合っていかれる話なんです。私ども のところにも今そういう話も来ていて、こ れからの要検討項目なので、この場でどうするというのはちょっと言えないんですけれども、というお話です。それ と、あと鈴木先生がおっしゃっていたダイオキシンの話などもあるんですが、一つは行政の立場でどうだったのかというのがあるし、いろいろな立場でものを研 究されている方もおられるので、それを全部網羅してどうのというところまで総合評価すると、これは大変時間がかかることなので、今回リストアップしてこの ように簡単なご説明に済まさせていただいたんですが、この辺は行政がどのようにとらえたかというところでございまして、先生方はご専門の立場でいろいろな 知見をお持ちだと思うので、その観点から見てもこれはやめた方がいいということであれば、ご賛同いただけたらという気持ちでございます。

ダイオキシンの話は、前のときに、ことしの4月に基準をつくっていただいて、それで検査した結果 で発表したということでございますので、一応この場でも評価していただいていると、私どもはそうい う認識でおります。

〇本山分科会長 私は、ここにリストアップされているものについては禁止にしても問題がないんじゃないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。お認めいただけますか。

### (「異議なし」の声あり)

〇本山分科会長 はい。それでは、諮問された内容について異存はない旨答申することで決定いた します。

次に、4つ目の議題となっております農薬の使用基準について、事務局から説明をお願いします。 〇農薬対策室長 今答申いただけるということなので、ちょっと早回しなんですけれども、答申のペーパーを案でつくらせていただいていたので、こんな形で答申いただくことになりますが、後で配付させていただきます。

それでは、次の使用基準、資料 13、28 ページでございます。これも今回改正されたということでございます。ちょっと読ませていただきますが、第 12 条 のところです。「農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもって、現に第2条第1項又は第15条 の2第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない」ということでございまして、第2項のところで、両大臣は、「必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる」。第3項として、「農薬使用者は、第1項の基準に違反して、農薬を使用してはならない」という厳しい基準でございます。審議会の諮問事項になっているということでございます。

これも新しくできましたので、これをどうしていくかというので、非常に重要な問題でございまして、これも小委員会を設置していただいて、そこと環境省の 委員会と合同委員会、これは初めから合同委員会を2回という設定でございますが、それを経て1月30日にそれをここでお諮りいただくということでございます。

実は、ここに素案でも出せればと思っていたんですが、私どもで作業をしていたんですが、非常に難しくて、あと環境省とのすり合わせももちろんやらなければいけないということもあって、とりあえず私どもの素案として今こんな方向性かなというところだけ4点ほど書かせていただきました。1つ

は、使用者にわかりやすく明確であること。2点目は、技術的に実施が可能なものであること。3点目は、さらに目指す方向をも踏まえつつ設定する基準であること。これは、実は施行期間までに3カ月ということでございまして、いきなり細かいことをぎちぎち決めて、これを守らないと罰金だというのはなかなかきつい話ですので、こういうことをやらねばならないということは決めつつ、そこに至る道筋も考えていくといったことも必要なのかなと思っております。4点目は、使用者に確実に伝える手段を考慮することということで、先ほど来ご意見を賜っていることでございます。罰金までかけて何を守らせるかというところでございまして、ではこれまではどうしていたのかというと、指導でやっていた部分なんです。1つだけ、指定農薬というものだけは、やはり使用方法を違えて使った場合にいろいろな影響が出るので、それは罰則をかけて使用基準をつくっていたわけですけれども、ほとんどの農薬は指導でやってきたというところでございますが、今後はきちんと守るべきものは守るといったルールをしっかりとつくっていくという方向で考えていくということになります。

次の29ページ、資料14ですが、このことを検討するに当たって、小委員会の設置をお願いしたいということで考えております。池田先生、石井先生、岡田 先生、近藤先生、佐々木先生、中村先生、行本先生、本山先生と、本山先生にはまた入っていただいたんですが、右側に資材審の所属の関係を入れさせていただいています。いろいろな立場の方を入れたつもりですが、必要なのは、使用する目的で農薬というのはあるので、ただ余り適当な扱い方はよくない。使用する方の言い分も強いでしょうし、また住民ですとか消費者の言い分もかなり強い問題ですので、かなりやりとりがないとこれは決められないんだろうと思っております。こういうのを決めていく過程でこの委員会以外に説明会とかいろいろなことをやらないといけないなということは思っていまして、まだ具体的に日程まで組んでいないんですが、とりあえず法律の施行に至るスケジュールの中でやっていきたいと思っています。

〇本山分科会長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問のある方はお願いします。はい。

〇羽隅臨時委員 基準がつくられる、その基準の周知徹底の方法なんですけれども、現在、農薬の使用につきましては、生産者以外に、今度は使用者になる緑保 全の関係の方々だとか、あるいは趣味の園芸の方々ですとか、幅広く使用者という立場になるわけですけれども、そういう例えば緑保全の関係では、街路樹だと か公園だとか、あるいはゴルフ場関係だとか、防除業者というものがなくなりますので、使用者という方々にどうその基準を周知徹底するか。例えば、市民農園 だとか家庭菜園の方々に、こういう法律ができて、こういう基準があって、こういうことで正しくお使いくださいということを伝えるやり方の仕組みづくりとい うのが、先ほど販売業は7万営業所があるということですけれども、要はつくられて登録があって、それからその営業所から販売されるわけですけれども、その 販売のときにどのようにそういう情報を提供する仕組みをつくるかとか、それからその情報を受ける方々をどう育成するかといいましょうか、そんな仕組みをつくって、せっかくつくった基準が周知徹底できるような具体策もご検討いただければと思うわけです。特に懸念していますのは、適用外の使用の問題などが出て きた場合に、市民農園などで1坪で何種類の作物もつくっていた場合には一体どう指導したらいいんだろうかと。法の厳格ということで完全に適用外はだめということになっ

たら、それは病気になったら抜いてください、虫にたかられたらほかの工夫をしてくださいという指導にするのかとか、その辺の具体的な情報伝達のあり方、仕組みづくり、それからそれを指導する教育の仕組み、育成、現在既に県によっては県の農薬安全管理士という制度があって、3万 5,000 人ぐらいおられるそうですけれども、そういう方々との整合性といいましょうか、指導的な立場をどう束ねていくかとか、いろいろな問題点があるんじゃないかなと。国のご指導でやられるのか、県がそういう体制をつくられる方向でやろうとされるのか。いずれにしても、遵守すべき基準をどう周知徹底するかという仕組みづくりについて、ぜひご検討をちょうだいしたい。よろしくお願いします。

〇農薬対策室長 ご提案、ありがとうございます。それで、私どもも短い間でどうやっていくかというこ とを今から具体的に考えているんですが、一番大事なの は、よいテキストなり、よいパンフレットなり をつくるということなんです。ルールをつくったときに、皆さんが何でこれを守らなければいけないの かというと ころで非常に疑問を持ってそれに従うということは非常につらいものですから、なるほどこ れは守る必要があるといった説明がぜひとも必要なんだと。そのため には、農薬というのはこういう もので、こういう方法によってリスク評価がなされていて、このように使うことが大事なんですというこ とがすっとわかるような、これまでいろいろご説明する機会があっても、いろいろな人に説明しても なかなか難しいんですけれども、でもそれがないといけないなと思っています。それを前提にして、 使用者と消費者とか住民の方の間で、ここまでやればいいかなという、あるいはここを目指す上で今 はこの段階でいこうかとか、そこまで言わ れたって技術的にできないとかという本音の部分で多少 のやりとりをしながら決めていくのかなと思っています。研修の制度というのは、そういったテキストに 基づいてあらゆることをやっていこうと今から考えています。先ほどありましたように、実際のところ、 この法律上の使用者に対して実際に普及指導していく役 割というのは都道府県でございまして、都 道府県の農業改良普及員とか、病害虫防除所の職員とか、あるいはさっきおっしゃっていた農薬管 理指導士の方々、県が認定して、今全国で3万 5,000 人いますけれども、それから緑の安全指導 士とか、そういう方たち以外に、いろいろな教育の場面とか、広報的なところやいろいろなところで簡 単に見ていただけるようなパンフレットを用意するとか、あらゆることを考えながら、もちろん皆様の ご協力やアイデアをいただきながらやっていきたいと思ってい ます。

〇羽隅臨時委員 農薬使用の基本動作の一つにラベルをよく見るということがありますけれども、何分今のラベルは小さ過ぎて見えないのが実情だと思うんで す。そこで一つのアイデアですけれども、農薬使用の共通的なものは、例えば商品と一緒にお渡しする。そして、その財の使用についてだけラベルに記載すると か、何か工夫の中で農薬が適正に使用されるようなラベルづくりもひとつご検討いただければと思います。

〇農薬対策室長 ありがとうございます。

〇本山分科会長 今の問題は非常に大事な問題で、いかに農薬を使う人にこういう農薬取締法あるいは使用基準を徹底して周知するかということですけれども、今までは県によっては県が講習会を開いて一生懸命声をかけてやったところもありますし、あるいは農協も、最近は末端の農協に行きますと、作物別に登録の一 覧表を農家に渡すところもありますし、いろいろなところでやってきたわけですけれども、さらに徹底してみんなで知恵を出し合って、どうしたら使用基準が周 知できるかとい

うことを工夫していく必要があるんじゃないかと思います。それから、ホームセンターなどにもずらっと並んでいますけれども、ああいうところ で買う人もいますので、漏れのないような仕組みを何か考えていく必要があるんじゃないかと思います。

失礼しました。はい、どうぞ。

○佐々木委員 使用基準を使うということなんですが、先ほど来、個人使用の部分のお話が出てい たんですけれども、今回の使用基準の一番の大きなポイントと いうのは、流通している作物をつくっ ている人たちの使用基準というところが大きなかなめになるかと思うんですけれども、実際に農家の 方たちに聞くと、適用 外のところがどうなるのかということで、現在、作物が非常に狭い範囲でつくら れているという問題があるということで、一つは、適用外にならないように、適 切な作物のつくり分け がどのような作業になっているのかということが知りたいということと、例えば加工食品ですと製造者 責任というのがあって、法律を守る ということと製造者のモラルということが非常に追求されるわけ ですけれども、この間の無登録の使用問題については、生産者についても法律の遵守とモラルと いうことでは、先ほどから出ていますけれども、法律を掲示するだけではなくて、ただ周知徹底だけ でも済まないということで、教育、それから日常的な保護、例えば製造者ですと、保健所のように日 常的に指導するものがあります。生産者の方にも、農協ですとか、以前ですと改良普及員ですとか、 いろいろあったと思うんですが、その辺を見直す必要があるのではないかなと。最後の方は感想な んですけれども、初めのグルーピングのところについては、ちょっと教えていただければ。 ○農薬対策室長 今、こういう使用規制の話に絡んで現地からいろいろな話が出ています。ご要望 という形で出ているんですが、この作物でこの病気でこの農薬 を使いたいといったご要望なんです が、ものすごく多く出ていて、今整理しているところでございます。私どもは、それを整理してどのよう にしていくかという ことなんですけれども、一つは、従来からそういうものは適用拡大ということを支 援しています。農薬そのものは登録が取れていて、安全性の評価というのは終わっているんですけ れども、使用する作物については使用方法がつくられているんです。使用対象となっていない作物 には収穫何日前までに何回まけばいいのか というのは決まっていないので、決まっていないところ に適当にまいてしまうという形になってしまうので、それはよろしくない。そのために何をするかという と、3つのデータが必要です。それは、作物残留試験です。要するに、どういうまき方をしたら最後収 穫時にどれぐらい残留するのかということで、どういう使 用方法をしたらいいのかというのはそこか ら決まってくるんですが、基準値を超えないような使用方法を決めないといけない。あと薬害です。適 当にまいて薬害 が出たときに非常に問題になって、どうしてくれるんだみたいな話が出てくるわけで す。そこを確認しないといけない。あとは薬効というのがある。効くか、効かないかと。これらのデー タがないと、適用の拡大というのができない。この適用の拡大申請というのは、メーカーさんが私ども のところに申請してくるんです が、そういう試験が必要だということで、マイナーの作物の場合は栽 培面積が小さいので、そこにわざわざ試験をやる費用とかを考えると引き合わないというこ とがあっ て、余りやらなかったと。

それともう一つは、農薬の使用というのは、各個別の作物ごとにどういう方法で使うということを決めてやっているんですが、その他みたいな決め方はしていないんです。これを何とかしたいというこ

とで、今2つのことをやっています。一つは、ちゃんとデータをとるということでして、そのために補助事業とか基金とかを設けていますので、補助事業に分類したのはいろいろあるので、活用していただいて、データをとっていただく。県の試験場とかメーカーさんと協力して適用拡大申請をしてもらうということです。もう一つは、そうは言っても数が多過ぎて一個一個やれないというものもありますので、グループ化をできないかと。これもデータなしにはできないので、データのあるものを核としてグループ化して、グループ単位で使用方法を決められないかということで、かなりその場合は安全率みたいなことをいろいろやるわけですけれども、ちゃんと説明できるデータを根拠にやるわけですけれども、そういう工夫をして今グループ化作業をやっています。ということで、かなり努力してやっているところです。もともと残留基準のないものについては、基準設定からやらなければならないので、これはちょっと時間がかかると思うんです。あと、作物残留のデータなどで各試験場とかいろいろなところに埋もれているものがあれば出していただいて、このために使っていくということもお願いしたいんです。そんなことです。

〇本山分科会長 はい。

〇行本臨時委員 今、澤田さんが言われたのはマイナー作物に関係していることだと思うんですけれども、私はちょっと今まで安全使用基準の方に関係しておりまして、使用基準を非常に細かく決めていたんです。それで、今回3カ月で新たに使用基準を決めなくてはいけないということで、恐らく作業的に非常に難しいと思いますので、一応どういう形を考えておられるのか、ちょっと事務局の方に教えていただきたいんですが。

- 〇農薬対策室長 具体的にはどういうグループにするかみたいな話ですか。
- 〇行本臨時委員 グループといいますか、どういう作業で、最後にいわゆる使用基準の形はどういう ふうになるのかということですが……。
- 〇農薬対策室長 それは、石井先生とかいろいろな人にご相談していまして、どういうくくり方が可能かというのをあらあら今決めているんです。その結果をこ の合同委員会で一回見ていただくということで考えています。いろいろ聞かれたときに、12月中には方針を決めますからということを言っているので、そうい う機会に見ていただいてと思っています。
- 〇村田臨時委員 今回、使用の規則のところで罰則規定も盛り込まれるというご発言もあったかと思うんですけれども、であればそれをきちんと評価というか、チェックする機関というものもあわせて今回の中にも盛り込まれるのでしょうかというのが1点。あと、基本的な考え方の中に、ぜひPRTRなどでも、化学物質は総対的に少なくしていきましょう、物質の量での管理をして総対的に少なくしていきましょうということがありますので、それにのっとったような形で、環境省でやっているPRTRの非点源での進め方と変わらない形で、総対的には少なくしていくという方向になるような、基本的な考え方にはそういうことを盛り込んでいただきたいなと思っております。お願いします。

〇農薬対策室長 1つ目のチェックの話で、これも非常に難しい話なんです。チェック機関はチェック機関でつくるつもりなんですけれども、全体の精神としまして、農家を罪人にするのが目的ではなくて、農家をきちんと指導していくというのが目的なわけです。農薬を適切に使用するということがねらいでございますので、これまで以上に使用の指導をやっていく。あと、本山先生がご提案された記

帳の話も、指導の中で考えていかなければなりません。指導するときに、ルー ルを守らないともう違反ですという話もありますので、指導の仕方も変わってくると思っていますが、どうしても言うことを聞かなければこれは摘発してしまう ということも可能なわけでして、地域に密着した指導を行う農薬適正使用アドバイザーみたいな形の人をこれから育成していこうと思っています。チェックもそ の中でやっていく。記帳をやらないとチェックできないという気がしているんですが、まだその辺は検討過程でございます。

2つ目に、PRTRのお話がございました。PRTRのねらいとしては、どういう化学物質がどのぐらい環境中に放出されているかなどという話も、一つはモニタリングしてチェックをしていくというところがあって、ちゃんと管理していくということが一番のねらいだと思っています。この後環境省の方からも話がありますが、水産動植物の生態といったところへの影響の評価とか、そういう部分も今後重要になってくると思っていますが、使用の場面でもやたらな使い方はしないようにといった話も伺っています。

〇本山分科会長 よろしいでしょうか。はい。

〇米谷臨時委員 私はこの会議は初めてなんですけれども、立場上ちょっと農水省の方にお願いしたいんですけれども、私は環境省の方で登録保留基準の分析法 をつくっている立場の者です。それから、もちろん厚労省の方の告示法をつくっている立場でして、その点からしますと、今回の先ほど話題になっていました適 用拡大のときに、きちんと作物残留等のデータをつくって、あるいはそのときにどういう分析法を使って分析したか、その辺のデータはきちんと資料として残し ておいていただきたいと思います。それが参考になるかどうかはこちらの方で判断させていただきますけれども、少なくとも何もなしにポンと拡大等をされます と、後の環境省、厚労省の方で非常に困ったことになりますので、その点はよろしくお願いいたします。

〇本山分科会長 よろしいでしょうか。この適用外作物とかマイナー作物の問題は、先ほど池田委員からもご提案がありましたように、農業生産の現場の方から すると、ぜひマイナー作物にも適用農薬を早く認めてほしいという声があって、反対に消費者の方からは非常に不安だということがありますので、きちんとこれ からデータをとって、どんどん適用拡大をしていくということが大事ではないかと思います。

それから、もう一つ似たような問題がありまして、だんだん農産物が国際的に流通して外国から野菜がどんどん入ってきたときに、日本にいない侵入害虫というのが入ってくることもあるわけですけれども、初期に農薬でたたいておけば日本全国に広がらなくて済むということもあるわけですけれども、侵入害虫に対しては当然登録農薬はないわけです。この問題も県の方は非常に指導に苦労されていることがあると思うんですけれども、私がこの質問をしましたら、澤田室長は、それは緊急時の対応というのはちゃんと行政的にできるんだというお話でしたので、ちょっと室長、どうしたらいいでしょうか。ちょっとご説明願えますか。

〇農薬対策室長 まず、輸入に関しては、農薬取締法の冊子の方の25ページの第2条のところなんですけれども、冊子をお持ちでない方は、さっきの特定農薬 のところの参照条文がございましたが、説明資料の資料8の15ページで見ていただくとわかりますが、第2条の最後の方で、「その他農林

水産省令・環境省令 で定める場合は、この限りでない」ということがございまして、ここで省令の書き 方なんですけれども、緊急防除のときの必要な農薬の輸入ということはできる ように検討しようとい うことになっております。それから、使用の場面も同じでございまして、そういった省令によってできる ようにしようと思っております。

〇本山分科会長 ですから、各県でそういう問題が起こったときには、農水省の方に相談をされれば、検討していただけるというシステムになっているわけです。

〇松永臨時委員 今お話がありましたように、生産現場ではマイナー作物の登録がないというのは 非常に問題になっています。来年の春からどうしようという非 常に切実な要望になっておりますけれ ども、グループ化によって適用拡大していけたらということで、その検討が進められているということ に非常に期待してい るところなんですけれども、相当数各県から要望があって、どの程度それで救 済といいますか、非常に難しいことだと思います。ただ、時期的には月内ぐらいには大体もうまとめ なければいけない時期でもありますし、その辺の見通しについて伺いたいということと、グルーピング をやっても救えない作物というのがどうしてもかなり出てくると思うんです。そうした場合に、もちろん 安全性の確保ということを前提にしてですけれども、試験データの作成方法というんですか、県 の データではなくて、一定レベルの確保できたデータであればいいとか、あと経費の問題についても、 どうしてもメーカーというのは採算性を非常に重視するわけですので、もうちょっと何か助成といい ますか、線の引き方はなかなか難しいと思うんですけれども、結果として登録促進が図れるような措 置というのが考えられないか。これは要望事項ですけれども、よろしくお願いしたいと思います。 〇農薬対策室長 今ご要望がたくさん来ていまして、数がすごいんです。作物掛ける病害虫掛ける 希望する農薬ということで、掛け、掛けでやっていくと 7,000ぐらいになるんです。ただ、その中の2割 以上は、もう既にその病気については2剤以上の登録があるんです。だから、防除が全くできないわ けではない、それが2割以上あるんです。こういうのはちょっと優先度的にどうかなということとか、 いろいろと今整理しております。グルーピング化できるものと、あるいはできないものも確かにござ いまして、できないものは、一つは、データがあればそのデータを活用していくということと、データの ないものはつくっていくというのは当然のことでございまして、それを皆さんの力でやっていこうとい うことです。いつ決まるのかというのは、もうちょっとかかるんですが、今度の小委員会ぐらいには、 今月中に報告できるようにしていきたいということで、来月からそれに基づいた登録変更、拡大変更 手続、登録手続をやる。手数料は9万 7.500 円なんです。ただ、手数料だけではなくてデータが必 要なものですから、時間とお金がかかるというところでございますので、そこはいろいろな事業を活 用しながらやっていただければと思っています。

〇本山分科会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。だんだん時間が迫ってきましたので、もしよろしければ、事務方の提案どおりに小委員会を設置するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇本山分科会長 そうしましたら、環境省の中央環境審議会農薬専門委員会との合同委員会での 検討結果を1月末の本審議会にご報告いただいて、その結果を踏まえて皆さんで審議するというこ とにいたしたいと思います。

次に、5つ目の議題となっています、水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の変更について、事務局からご説明願います。

〇農薬環境管理室長 環境省の農薬環境管理室長の早川でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの議題は、今回の農薬取締法の改正とは直接関係ないものでございますけれども、諮問ということでお伺いしたいという案件でございます。

お手元の資料 15 でございます。ダブルクリップを外していただきますと、資料 15 で諮問文でございまして、参考資料としまして参考1、ちょっと分厚いものでございますが、登録保留基準の改定についてというものでございます。参考2としまして、関係条文と関係告示でございます。参考3としまして、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査規制制度小委員会の審議状況及びその関係パンフレットでございます。参考4としまして、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(諮問)ということでございまして、この資料を中心にご説明させていただきたいと思います。

まず、そもそも論で恐縮なんですけれども、農薬の登録に当たりましては、農林水産大臣が登録するということでございますが、その登録の要件と申します か、判断項目は10ほどございまして、そのうちの4つにつきましては、人の健康なり、環境保全の観点でございます。具体的に申しますと、作物の残留性、土 壌の残留性、水質汚濁、そして水産動植物の被害防止ということで、これらの項目の具体的な基準というものを環境大臣が定めるということに法律上なっている ものでございます。今回お諮りしますのは、最後に申し上げました水産動植物への毒性に係る登録保留基準の現在のものを、これまでの知見の集積、諸外国の状 況、さらに国内の他の化学物質の規制の状況等を勘案しまして、より充実したものに改定しようというものでございます。

それでは、中身についてご説明させていただきます。まず、資料 15 の諮問文でございます。役所の 文書でちょっとわかりにくい点もございますが、とりあえず朗読させていただきます。

農薬取締法第3条第2項の規定により定められた同条第1項第6号に掲げる場合に該当するかど うかの基準の変更について(諮問)。

農薬取締法第16条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第6号(第 15 条の2第6項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとして、同法第2条第2項第4号の事項に ついての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合の当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度として予測される濃度が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合を定めることについて、貴審 議会の意見を求める。」

非常にわかりにくい文書なので、後でこの内容についてご説明いたしますけれども、次のページに まいりまして、諮問理由でございます。

平成 12 年 12 月 22 日に閣議決定された環境基本計画では、人の健康だけでなく、生態系への化学物質の影響(生態系を構成する生物に対する影響を含む。)の重要性が認識されつつあることか

ら、農薬を含めた様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れて 化学物質対策を推進する必要があるとされている。

農薬取締法においては、農薬が水産動植物に与える被害を未然に防止する観点から、環境大臣が登録保留基準を定めることとされている。この基準は、昭和 38 年に、水田において使用される農薬を対象として、こいを使用した生物試験方法における「半数致死濃度」を指標として定められたものであるが、現在の知 見等を踏まえると、①甲殻類や藻類への影響を評価していないこと、②種類によって異なる農薬の毒性の強さを考慮しない一律の基準として設定され、環境中で の農薬の暴露量について考慮されていないこと、③畑や果樹園等水田以外で使用される場合には適用されないこと等、農薬による水産動植物への影響を評価する という観点からみて不十分なものとなっている。

このような状況を踏まえ、現行の水産動植物に係る登録保留基準について、公共用水域の水中における農薬成分の濃度を予測し、その結果が農薬成分ごとに求められる魚類、甲殻類及び藻類への影響を考慮した基準に適合しない場合に保留するものに変更することとし、このことについて貴審議会の意見を求めるものである。

大変長くて恐縮ですが、それではそういう諮問につきまして、具体的な内容ということで、参考1を 中心に説明させていただきます。

背景につきましては、今の諮問理由に書いてあるとおりでございますので、繰り返さないことといたしますけれども、若干補足しますと、このような生態系の保全という観点を取り入れた農薬の評価ということで、環境省としましては平成10年2月から検討を開始し、11年1月に中間報告としまして、農薬の生態影響の評価に関する基本的考え方、さらに本年5月に第二次中間報告としまして、施策の具体化について取りまとめ、そういうものをベースに、去る11月11日には中央環境審議会の土壌農薬部会の農薬専門委員会、さらに12月5日には土壌農薬部会で検討してまいったものでございます。

背景はそういうことでございまして、2番としまして、現行のリスク管理措置を若干説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、まず登録段階の リスク管理措置として登録保留基準がありますが、法律上は、水産動植物の被害防止の観点から定められておりまして、この枠囲いが法律の条文でございます。

めくっていただきますと、具体的に環境大臣が定める基準として、現行は、先ほど申し上げましたように、10a当たりの有効成分投下量 0.1kg 以下の場合に、コイに対する 48 時間の半数致死濃度が 0.1ppm 以下という基準となっているものでございます。これに基づいて登録するか否か を判定しているわけでございますけれども、その際に、なお書きでございますが、さらにいろいろな試験に応じてラベルにも注意事項を記載するような仕組みに なっている。さらに、登録だけではなくて、登録の後の使用段階でもいろいろなリスク管理措置を行う仕組みになっております。具体的には、農薬安全使用基準 というのがございます。これは、今回の法律改正で、先ほどの遵守すべき基準になってしまって、こういう規定そのものはなくなってしまったんですけれども、これまではこういう形で農林水産大臣が遵守すべき基準を定め、都道府県を指導してきた。また、相当広範囲でまとまって使用さ

れるときに、水産動植物に著しい被害が発生するおそれがあるとして、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、政令により水質汚濁性農薬に指定し、一定地域をゾーニングして、そこでは事前許可制になっているということでございます。

こういった管理措置でございますが、3番にございます管理措置の課題と農薬による生態系への影響の実態でございます。このような登録保留基準につきましては、実はこれは昭和38年、当時の農林省が非常に魚類の被害が多かったということでこういう基準を定めたものでございますけれども、現在の知見を踏まえますと、①としまして、魚類としてはコイのみであるということ。それと、次のページでございますが、藻類や甲殻類への影響を評価していないため、水産動植物に対する影響を評価する観点からは不十分ではないかということでございます。②としまして、先ほども申し上げましたが、農薬の毒性の強さを考慮しないー律の基準0.1ppmということでございますけれども、使用方法や剤型によっても異なる環境中での農薬の暴露量についても十分考慮されていないこと。すなわち、固有の毒性だけを考慮し、その後の改善、例えば剤型とか使用方法で、育苗箱施用などは、実際に水系に出てくる量は少ないわけでございますけれども、そういった観点はほとんど考慮されていない。今の言葉で申し上げますと、リスクではなくハザードだけの評価であり、暴露量も含めましてリスクの評価の観点が今の基準には入っていない。③としまして、畑や果樹園等水田以外で使用される農薬については対象となっていないということでございます。

(2)にいきまして、生態系への影響の実態はどうかということでございます。これにつきましては、環境省が検討会の中で調査した結果が①、②に書いてございます。①では、野外調査の試験では農薬の散布前後で水中プランクトン等の個体数や種数の減少が一部で見られたが、これが自然のサイクルによるものか、あるいは農薬によるものか定かでなかったということで、要するに対照区を設定し難いこともあり、現在の野外調査からは本当に農薬かどうかの評価を区別して影響を把握することは困難だったということでございます。ただし、一方、農薬散布後の一般河川水をとってきまして、そこにミジンコ等を入れて試験した結果では、河川水中の農薬濃度がミジンコの半数遊泳阻害濃度を超え、100%の遊泳阻害を示すデータも得られたということで、これは大河川水をとってきても同じような傾向が見られたということもありますので、農薬が農地周辺の水生生物に影響を与えている可能性がある。これらのことから、その程度は不明であるものの、農薬が我が国の水域生態系に何らかの影響を与えている可能性は否定し得ないということでございます。

一方、欧米はどうなっているかというのが、4番以降でございます。これは、我が国と比較すると非常に進んでおりまして、(1)としまして、登録申請に必要な試験として、評価の生物種とすれば、魚類、ミジンコ、藻類を必須とし、さらにケースに応じてマイクロコズム試験等をやっている。

評価方法も、先ほど申し上げましたように、毒性だけではなく、暴露量――通常の方法で使用した場合に想定される環境中での農薬濃度、ここに英語で書いてありますけれども、PECと比較するいわゆるリスクの評価を行っている。さらに、次のページでございますが、段階的システム、Tierシステムと言っていますけれども、一遍にお金のかかる大規模な試験をやるというのではなくて、第一段階では費用がかからない簡便な試験、例えばコンピューターによる、あるいはコンピューターを使うか使わないかは別にして、数値計算だけの、精度は低いですけれども、かなり安全サイドに立った

結果が得られるような試験方法により 得られた結果を評価する。その結果が評価基準をクリアできない場合には、順次次の段階に移行して、より費用はかかるけれども、より精度の高い真の値に近い ような結果が得られるような精密試験に進んでいくということで、費用と時間のむだを省くという方法をとっている。

(3)でございますが、リスク判定は、先ほど申し上げましたように、有害性と暴露量を比較したリスクで判定を行っているということでございます。

時間もないので5番にまいりますが、こういった状況を踏まえますと、我が国の今後の状況でございますが、農薬の水域生態系への影響を未然に防止する観点から、現行の登録保留基準について、生態系への影響を評価する視点を取り入れ、より注意深く登録段階での評価を行う必要があるということで、その改定のポイントが3つ書いてございます。これは繰り返しになりますけれども、評価対象生物種をふやすこと。毒性値と暴露量の比較によるリスク評価に改めること。それと、水田使用農薬のほか、畑地等への使用農薬も対象とすることということでございます。

次のページにまいりまして、改定の内容でございます。基本的考え方としまして、まず生態系保全ということでどういったところを目標とするかということを書いてございます。先ほどの実態調査等でもおわかりのように、同じ生態系への影響と言っても、その程度を実環境において定量的に分離・特定することが非常に困難な現状においては、少なくとも河川等の公共用水域において水質環境基準となるような地点、要するに大河川なんですけれども、そういったところを農薬取締法が保全対象としている水産動植物への影響が出ないように現状の評価手法を改善することによって、農薬による生態系への影響、リスクを現状よりもできるだけ小さくしていくということを目標にすべきではないかということでございます。

具体的な評価手法としましては、①といたしまして、現行の法律の保留要件が、被害が発生し、その被害が著しいということで、急性影響を見るべきではないかと。②としまして、評価対象生物種は、藻類、甲殻類、魚類の代表種とする。③として、一定の環境モデルのもとで農薬を農地等にまいた場合に、公共用水域に流出または飛散した場合、すなわち水田でありましたら水経由で流出もしくはドリフトで直接川に入る。畑であれば、大雨が降ったときに地表から泥と一緒に水域に流れる。こういった経路を想定し、環境基準となるような公共用水域に行った場合の農薬の予測濃度と、先ほどの藻類、甲殻類、魚類の代表種の急性毒性試験から得られた急性影響濃度——AECを比較することによってリスク評価を行う。この農薬の成分ごとのAECを登録保留基準値とする。PECの算定は、先ほどのよその国でもやっているように、時間とコストの効率化を図るために、段階制を採用する。それでリスク評価の結果、PECがAECを上回る場合には登録を保留する。なお、PECがAECを下回る場合であっても、リスク評価の結果を踏まえて、使用方法や使用場所の制限といった注意事項のラベル表示への反映とか、モニタリング等の実施、きめ細かい対応はしていく必要があるだろうということでございます。

これを模式的にかいたのが、本文の 25 ページでございます。ここに、別紙3ということで、評価スキーム体系図というものが出ております。右側の方に急性 影響濃度ということで、先ほどのAEC、これは魚、ミジンコ、藻類から求められますが、下の方に※で書いてございますが、魚の毒性試験、こ

れは後で詳しくご説明いたしますけれども、実際メダカとかコイを試験生物種とします。これの 96 時間のLC50 に種の感受性の差を考慮して 10 分の1の不確実係数を掛け る。ミジンコについては、オオミジンコを用いた急性遊泳阻害試験を行って、48 時間の半数影響濃度、これに同じように 10 分の1の不確実係数を掛ける。藻 類は、生長阻害はセレナストラムという緑藻を用いますが、セレナストラムは非常に感受性が高いということで、72 時間の半数影響濃度に1倍の不確実性係数 を掛けるという形で求めましたこの最も小さい値をAECの値としまして、それを先ほどのPECと比較する。PECは、第一段階では、農薬の分解性とか、個 別の特性を考慮しない安全サイドに立った数値計算による予測濃度。それでAECをクリアできなかった場合には第二段階に進みまして、水田使用農薬でありましたら、現在水質汚濁の登録保留基準をクリアするために登録申請者が実施しているライシメーター試験等を用いた、分解性のファクターを考慮した上での数値 計算により求めた濃度、非水田使用農薬でありましたら、地表流出試験またはドリフト調査試験の結果を考慮しました予測濃度をPECとする。それでもクリア できなかった場合に、水田については第三段階にいきまして、実圃場を用いた試験をやってみて、さらに実態に近い農薬の水中・土壌中での分解、あるいは土壌 の吸着を考慮した予測濃度をPECとするということでやっていったらどうかということでございます。

前後しますけれども、それで時間も余りないんですけれども、PECはどのように考えるかということでございますが、9ページをごらんいただきたいと思います。ここに別紙1-1でPEC算定の考え方とございますけれども、公共用水域への農薬の暴露経路としては地表流出とドリフトを考慮していくということで、先ほど表の中で申し上げましたようなものをもう少し詳しく書いたのがこの表1でございます。

次の 10 ページに、どのようなモデルといいますか、シナリオを想定してPECを求めるかというのが ございます。この絵を見ていただきますと、ここに点線で四角く囲っている、これは一辺が 10km、面積にしますと 100km²のモデルの流域を想定します。これを我が国の国土面積と考えた場合、この中で水稲であれば全国の作付面積、畑であれば全国の畑地面積等を、国土面積を 100km²に 押し込めるという倍率で縮小しますと、水田が約 500ha、畑地が 750ha となり、そこで農薬をまいた場合に、それが河川を通じて流域のところの●の評価地点でございますけれども、こういった環境基準点があるようなと ころで一体どのくらいの濃度になるかということを評価していくと。ですから、どこの公共用水域でもいいということではなくて、環境基準点があるような、そ ういったところでみていこうということでございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、どのように急性影響濃度を決めるかということにつきましては、23 ページに別紙2として、急性影響濃度に基づく登録保留基準値の設定の考え方ということでございまして、水域生態系における生産者を代表する藻類、甲殻類、魚類の3生物群において、以下のように、魚類であればメダカ、コイ、甲殻類ではオオミジンコ、藻類では緑藻といったものを試験生物とします。

試験方法は、環境省の協力のもとに農水省が作成した「農薬の登録申請に係る試験成績について」ということで、このガイドラインを使う。

そして、急性影響濃度の導出方法としましては、LC50 もしくはEC50 を用いる。(2)でございます

が、不確実係数の適用につきましては、先ほど申し上げましたように、魚類については種間差を考慮し10、甲殻類についても10、藻類については1。ただし、魚類、甲殻類につきましては、試験生物種等が最も感受性の高いことを証明できる場合には、10ではなくて1を用いることもあり得る。これは専門家の判断によるところになります。こういったもので最も小さいものを登録保留基準値とする。これを機械的にやるのではなくて、今後専門家の委員会でこういうものを決めていくということでございます。

その他でございますけれども、この3種類でやるというのはOECD等、ほかの国でも、あるいはほかの化学物質でも一般的なものでございますけれども、当面、現時点ではこれらの試験結果に基づいて行うこととしたいと。ただ、農薬は一般環境に出るということもありまして、より実環境に近いような試験方法、試験結果が得られるものの開発が進められているようでございますので、そういう試験方法についても早急に検討を行って、国際的に整合がとれたものが確立した場合には、それを導入することを考えていきたいということでございます。

大変恐縮ですが、また5ページ、6ページに枠囲いで告示の案文がございますけれども、今口頭で申し上げたものを文章にすると、先ほどの諮問文のような文書になってしまいますが、これは時間がございませんので、詳しいご説明は省略させていただきまして、7ページにいきます。

(6) でございます。登録後のリスク管理ということで、登録後においても、環境モニタリング等の結果を踏まえたリスク評価を行い、必要に応じ、どうしても問題があるようであれば、水質汚濁性農薬の指定等のリスク管理措置を講じることが重要である。

さらに、既登録農薬についても、同じようなリスク管理を行うものとしますけれども、既登録農薬は 既に使われているものでございますので、新規農薬のよう に世の中でまだ使用される前なので予 測濃度を用いなければならないものと異なり、使用現場周辺の公共用水域の実濃度の結果がござ いますので、そういうモニ タリング調査の結果も活用できることとするということでございます。

今後の課題でございますが、もう一度 25 ページの図を見ていただきますと、これは先ほど説明をちょっと詳しくしなかったんですけれども、左側の方です が、例えばPECの第二段階の非水田使用農薬の地表流出試験とかドリフト試験、あるいは第三段階の圃場を用いた水田水中濃度試験、これは網かけしてござい ますけれども、実はこの試験方法というのはまだできていないものでございます。ですから、この試験方法ができなければ、実はこのスキームは完成しないので ございます。ただし、後でもご説明いたしますけれども、その他の化審法等の審議経過等も踏まえ、農薬としてもこの段階で少なくともこの枠組みの導入はした いと考えております。このガイドラインにつきましては、7ページに戻りますが、早急にこういうものをつくっていく。これをつくらない限りはこの規制は動か ないわけでございますので、これは早急につくる。

それと(2)でございますが、先ほど申し上げましたように、先ほどの水産動植物急性影響試験につきましても、今までのいわゆる3点セットよりももっといいものができた場合には、それをまた導入していくということでございます。

(3)以降は、その他の課題ということで、一過性の散布の際の回復性試験の必要性と具体的手法の検討、あるいは(4)としまして、慢性毒性と他の生物種の導入の是非と具体的な手法、(5)としま

して、複数農薬による相加的・相乗的あるいは拮抗的な影響に関する検討、(6)としまして、水域生態系をめぐる その他の課題ということで、さらに精度の高いシミュレーションモデルを含めた長期PE Cの算定手法とか、内分泌かく乱作用に係る試験法及び評価法の開発と か、あるいは、よその国でやられていますが、我が国でまだそういうものがないリスクベネフィット分析の考え方、こういったものが今後の検討課題になっていくのではないかと考えております。

スケジュール的なものは、ここには具体的に書いてございませんけれども、本日諮問させていただきまして、その後答申をいただきましたら、告示改正すると いうことでございますけれども、先ほど述べたように試験ガイドラインがまだできていない状況でありますので、試験ガイドラインを来年度いっぱいでつくりま して、さらにそれを踏まえて周知期間、準備期間を1年みて、告示改正から2年を施行期間として考えていきたいということでございます。

最後に、関連情報の説明でございますが、参考3でございます。先ほど資料番号のところの説明を申し上げましたけれども、これはいわゆる化学物質の審査及び規制法に基づき、化学物質をつくるに当たって審査されています。具体的に言いますと、PCB問題でそういう制度ができたのですけれども、難分解性とか高 蓄積性とか有害性があれば第1種特定化学物質、そうでなければ第2種特定化学物質。そういったことで化学物質の規制をしていく法律でございますが、ここに、今までは人の健康影響の観点だけだったんですけれども、先ほどの生態毒性の観点を入れた規制をやっていこうということで、中央環境審議会、経済産業省の審議会及び厚生労働省の審議会の合同の小委員会で検討を進めていまして、スケジュールでございますけれども、12月19日に中間取りまとめ、その後パブリックコメントをやりまして、最終的に1月末に報告書を取りまとめた上で、次期通常国会で化審法の改正をする、生態毒性を含めた規制にしていくという状況になっているものでございます。

参考4につきましては、また別のものでございますけれども、環境基本法にいうところの環境基準というのがございまして、現在、化学物質、有害物質については人の健康影響の観点からは決まっているものでございますが、これを人の健康影響だけではなくて水生生物の保全の観点、言ってみれば生態系の保全ということに通ずるのですけれども、こういった観点から、やはり化学物質それぞれの水生生物の毒性と暴露量、要するにリスクを踏まえた環境基準というものをつくっていこうということで、既に11月12日に諮問されまして、小委員会が設置され、検討が進んでおります。最後のページから2枚目にスケジュール(案)ということでございますけれども、来年度にかけて検討し、来年の夏ぐらいに答申、告示をし、平成16年4月1日に施行するということでございます。こういったことで、環境基本計画を踏まえつつ、農薬を初めとしたいろいろな化学物質について人の健康影響だけではなくて、生態系の保全という観点を踏まえたリスク評価、リスク管理、さらにリスク削減対策を進めていくということでございまして、農薬についても、先ほどの繰り返しになりますけれども、内外の諸情勢を含めて、このような登録保留基準の見直しということでご審議いただきたいと思います。

少し長くなりましたけれども、本日は余りお時間がないということでありますので、説明を中心にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〇本山分科会長 それでは、この件については、本日十分な審議をすることはできませんので、できれば次回に審議することとしまして、質問やご意見はそのと きに出していただくようお願いします。また、質問はそれ以前でも直接環境省の事務局農薬環境管理室あてに出していただければよろしいかと思います。

どうしてもこの場でご質問等がある方はおられますでしょうか。たくさんあるんじゃないかと思いますけれども、今のようなことを言ってしまったので皆さん 遠慮されているのかもしれませんけれども、環境省の方に直接質問を出すと言ったんですけれども、何かメールアドレスかファクスか、どういう方法でしたらよ ろしいでしょうか。

- 〇農薬環境管理室長 そうしましたら、農薬対策室の方を経由しましてご連絡することにいたします。
- ○本山分科会長 そうですか。そうしていただければありがたいと思います。

それから、先ほどのご説明で25ページのところで網かけの部分とおっしゃったんですけれども、私たちに配られたものでは網かけが消えてしまって見えないんですが、どことどこが網かけだったか、ちょっと口頭でおっしゃっていただけますか。まだ技術的に確立していないとおっしゃったところですけれども。

- 〇農薬環境管理室長 PECの第二段階の「非水田使用農薬:地表流出試験又はドリフト調査試験」と、第三段階の「水田使用農薬:圃場を用いた水田水中濃度試験又はドリフト試験等」、これです。
- 〇本山分科会長 そうですか。右側のAECの方はどうですか。
- 〇農薬環境管理室長 これは、もちろんまだ今は全然、網かけといいますか、これは今後の国際的な検討状況を踏まえて我が国としても検討して導入していくということでございます。
- ○本山分科会長 では、これは網かけですか。
- 〇農薬環境管理室長 そういう意味で、できていません。はい。
- ○本山分科会長 ほかに皆さん、いかがでしょうか。はい。
- ○玉木臨時委員 大変膨大な資料の説明をお聞きして、時間がないということなので、ちょっと簡単な、これは私の感想なんですが、先ほども農薬絡みで非農耕 地用の農薬の問題が出ていたですね。そういったことになると、環境省がかなり一生懸命やらないといかんという分野が、これまでももちろんあったんだけれど も、これからますます大きくなると思うので、その辺でぜひいろいろこれから頑張っていただきたいなというのが私の感じなんです。今の説明を聞いていても、生態系を守るためにということでこういう立派なパンフレットを出されているけれども、今のご説明の中身だけ聞いていると、何か急性毒性の場面だけに限定されているお話が多いので、今後の問題として、特に慢性毒性とかというような話も出てきているんですが、世代を超えて影響が残っていく問題というのはこれから非常に大きな問題になってくると思うので、生態系の話をやっていくには、その辺にポイントを当てていかないと生態系への影響をやっていることにはならないんで、単なる急性毒性で一代限りの話ではなくて、生殖だとか、そういった問題をもうちょっと大きく取り上げてやっていかなければいかんわけですから、当然これは技術開発がそこまでいかないと無理なんだけれども、ぜひ環境省としてはこの生態系トータルで目を光らせていくという姿勢をしっかりと持っていただきたいなというの

が私の感想ですので、これは単なる意見ですから、特にご返答いただく必要はございません。 〇農薬環境管理室長 非常に貴重なご意見をありがとうございました。今、玉木先生がおっしゃるような話もずっと検討会の中で議論になっていまして、今後の課題として資料に記載されているものでございます。

なお、先ほどの網かけの部分についてですが、右側の方の「より実環境に近い試験系による試験方法」も網かけがされているというふうに申し上げましたが、これは網かけということではなくて、こういったものを今後検討していって、国際的に整合がとれたものが確立した場合には導入するということで、このペー パーでは、性格が違うということで網かけはしていないものでございます。訂正させていただきます。

〇本山分科会長 多分、玉木委員のご質問のリスクの方を急性影響で判断するというのは、委員会の方で相当いろいろな意見が出たんじゃないかと思うんですけれども、もう少し説明しなくていいんですか。

〇農薬環境管理室長 これは、我が国の環境と欧米の環境とを考えまして、もちろん慢性影響は将来的な課題ですけれども、我が国の川の流れが速いとか、田ん ぼから直に川に行くということも考えますと、やはりまずは急性影響で評価するということが極めて重要ではないか、それが1点ございます。それともう一つ は、法律の考え方が「水産動植物に著しい被害を生じる」ということでございますので、とりあえずは急性影響でスタートして、その後慢性影響を評価する手 法・考え方もできましたら、いずれそういうものも導入していこうと考えているんでございます。まず第一ステップとして急性影響からスタートしようということであり、これで終わりと考えているものではないということをご理解いただきたいと思います。

〇行本臨時委員 私は中央環境審議会の農薬専門委員会の方で議論に参加した者なんですけれ ども、主として急性毒性だけでというのは問題じゃないかというの は、かなり意見が出ていました。 それにはちょっと両方の意味がありまして、急性毒性が強いけれども、あと一過性のものの場合は いわゆる生態系としては回復 するかもしれないということと、もう一方は急性だけではなくもっと先ほ どのような世代を超えた問題とか慢性毒性とかというのがあるから、いわゆる生態系影 響ならばそ ちらの方を見るべきではないかという意見がかなり出たことをちょっとお知らせします。生態系という のは非常に難しい問題で、今日の資料には入っ ていないかもしれませんが、中環審の委員会では そのときにはかなり生態系の影響の試験成績を見まして、結局影響があったのかどうかよくわから ないような結 果が多かったんです。だから、生態系影響というのは非常に難しい問題だということが ありまして、農薬の場合も生態系影響をこれからやっていかなくてはいけ ないから、当面易しい急 性毒性でいこうということでした。

〇本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。あと2~3分時間をとってもいいかと思いますけれども。 はい。

〇都留委員 10ページの河川システムは、1つしか例が出ていないんですけれども、いろいろ日本では、例えば先ほどから言っていただいているように、大中 小河川があるということですし、地域別にもいろいろあると思うので、ご議論の中でいろいろなモデルについて比較されていると思うんです

けれども、ここには 1つしか出ていないんですけれども、その点はいかがですか。

〇農薬環境管理室長 いろいろなモデルといいますか、いろいろ大小考えられますが、公共用水域といっても、ある程度大きなところでないと、例えば本当に田 んぼのすぐ近くの公共用水域のところでも影響があったからいけないのかということになりますと、これは非常に問題といいますか、現実的ではないということ で、いろいろなことを考慮しまして、このような、ある意味では一つの仮想モデルではありますけれども、現時点では最もリーズナブルではないかというモデル を設定して、検討させていただいたところです。

- 〇都留委員 これに絞ってしまったわけですね。どうもありがとうございます。
- 〇本山分科会長 よろしいですか。はい。
- 〇山本委員 7ページに既登録農薬の取り扱いというのがございますが、「既登録農薬についても、 同様のリスク評価を行うものとするが、モニタリング調査の 結果を活用できることとする」ということと、5ページのイの⑤、「リスク評価の結果、PECがAECを上回る場合には登録を保留する」と、この 辺の問題な んでございますが、例えば、既登録農薬について、Tier1だけで評価した場合にAECを 上回るような結果が出たものについて、モニタリング調査をやっ て、それでもって下回るといった結果が出たら登録を保留にしない意味なんでございましょうか。
- 〇農薬環境管理室長 そのとおりでございます。
- 〇山本委員 25 ページの急性影響濃度の方でございますが、実際にビーカーでの急性毒性試験という値が採用されているようにと思われるんでございますけれ ども、実環境に近い評価スキームをご検討いただいているようでございますが、例えば Tier1だけでの評価で上回るというようなことになっても、規制開始 がないと理解してよろしいんでございましょうか。要するに、第二段階、第三段階への結果を踏まえて、それから登録保留になるということでございますね。
- 〇農薬環境管理室長 そういうことです。第一段階のPECだけで、あとの第二、第三段階のPECによる評価をしないまま登録保留にするということはありません。
- 〇本山分科会長 それでは、この問題は非常に重要な問題ですので、皆さんいろいろなご意見があろうかと思いますけれども、この膨大な資料をよくごらんに なって、次回のときにまたそれを反映していただくなり、あるいは環境省の方に直接ご提案いただきたいと思います。そして、提案の仕方については、メールア ドレスなりファクス番号なりを後で農薬対策室の方から皆さんに配付してくださるということです。

これで用意された議事が終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

〇農薬対策室長 先ほど議事の途中で配付させていただきましたが、販売禁止農薬の答申ということで、案ですが、お手元に配付させていただいております。そ れで、先ほど村田委員の方から、ほかにADIが取り消されたものについて検討すべきではないかというご提案がありまして、次回検討させていただこうと思っ ています。というのは、ダミノジットの場合、さっきもちょっと言いましたけれども、食用はだめなんですけれども、非食用の登録があるんです。ですから、禁止農薬とやってしまうと、どういう省令の書き方があるかとかありますので、単純にいかないので、技術的に検討させていただきます。

あと、アミトロールも、ADIが取り消されたもので、あと2つ残っていると思っています。ということで、 とりあえず今回はこの形でお願いしたいと思うんですが、よろしいでございましょうか。

〇本山分科会長 後で配付されたこの「(案)」というのは、これでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

〇本山分科会長 では、これはこれで決定ということにしましょう。

ほかに何か事務局の方からございますか。本日配付された資料の公開の取り扱いはいかがでしょうか。

- 〇農薬対策室長 特段問題ないと思いますので、すべて公開していきたいと考えております。
- 〇本山分科会長 それでは、今後の予定について、事務局から説明を願います。
- 〇農薬対策室長 先ほどの資料7というところで、図で今後の予定をお示ししてございます。その予定で進めさせていただきます。先ほど設置をお願いいたしました小委員会につきましては、各委員の皆さんのご都合を聞きまして、2つありますけれども、今月中に開く予定でおります。あと1月に合同委員会をもう一回 やって、1月30日、これは皆様のご都合を一応お聞きしていますが、何かここはまずいとかございますか。ぜひともお願いしたいんでございますが、後のスケ ジュールは見ていただいたとおりでございますので、ぜひお願いいたします。また、場所等はご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇本山分科会長 それでは、これで本日予定した議事を終了しましたので、終わりにしたいと思います。進行役を事務局にお返しいたします。
- 〇農薬対策室長 長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。これをもちまして本日の農薬分科会を終わらせていただきます。

午後4時55分 閉会